

# CLAIR SUMMARY

## 海外における行政の動き(98年6月号)

- ニューヨーク事務所— アメリカ、カナダ
- ロンドン事務所— イギリス、ドイツ
- パリ事務所— フランス
- シンガポール事務所— シンガポール、マレーシア、タイ  
ベトナム、フィリピン
- ソウル事務所— 大韓民国
- シドニー事務所— オーストラリア
- 北京事務所— 中国

CLAIR SUMMARY NUMBER 030 (October 16, 1998)

**Council of Local Authorities for  
International Relations**



財団 法人 自治体国際化協会

〒100 東京都千代田区新霞が関ビルディング19階  
TEL 03-3591-5483 FAX 03-3591-5346

# 海外における行政の動き(98年6月号)

- ニューヨーク事務所— アメリカ、カナダ
- ロンドン事務所— イギリス、ドイツ
- パリ事務所— フランス
- シンガポール事務所— シンガポール、マレーシア、タイ  
ベトナム、フィリピン
- ソウル事務所— 大韓民国
- シドニー事務所— オーストラリア
- 北京事務所— 中国

CLAIR SUMMARY NUMBER 030 (October 16, 1998)

## 1 ニューヨーク事務所（1998年4月～6月）

### アメリカ合衆国

- (1) 混迷を深める米国のたばこ規制問題（4月）……………1
- (2) カリフォルニア州のバイリンガル教育廃止問題（4月）……………2
- (3) ニューヨーク市におけるワークフェア・プログラムの実際（4月）……3
- (4) IRS改革法案の動向（5月）……………4
- (5) 上院における輸送施設等整備法案の可決（5月）……………5
- (6) HMOによる過度の医療費削減が政治問題化（5月）……………6
- (7) ニューヨーク州における政治資金規制法強化問題（5月）……7
- (8) 連邦下院における現行租税法規改正の動き（6月）……………8
- (9) カリフォルニア州におけるバイリンガル教育廃止（6月）……………9

### カナダ

- (1) カナダにおける財政改革と福祉関係経費の関係（4月）……………11
- (2) カナダにおける教育制度をめぐる諸問題（5月）……………12
- (3) トロント市における環境にやさしいビル改装計画（6月）……………13

## 2 ロンドン事務所（1998年4月～6月）

### イギリス

- (1) 地方団体職員の給与の伸びは経済成長率以下（4月）……………15

(2) 公立学校の運営に企業も参加（4月）	16
(3) 98年統一地方選挙（5月）	17
(4) Greater London Authorityに関する住民投票が実施（5月）	20
(5) ティジョン・チャーター（市民憲章）に関するブレア流の 新たな取組み（6月）	21
(6) 地方団体におけるPFI事業数が51事業に（6月）	23
ド イ ツ	
(1) 旧東ドイツ地域の公共部門に10万人の余剰人員（4月）	25
(2) 財政難から街灯が消える（4月）	26
(3) 地方自治体の環境税無効判決（5月）	26

### 3 パリ事務所（1998年4月～6月）

#### フランス

(1) 州議会選挙（3月実施）結果にともなう地方政治の混乱（4月）	28
(2) 内部対立に悩む州議會議長会（5月）	28
(3) 仏自治体の債務も段階的にユーロへ転換（5月）	30
(4) 国土整備政策に直面する公共事業（6月）	31

### 4 シンガポール事務所（1998年4月～6月）

#### シンガポール

(1) シンガポールの概況（4月）	32
(2) シンガポールの競争力また世界二位他関連記事（5月）	35
(3) シンガポール政府関係機関訪問－公務研究所－（6月）	38

#### マレーシア

(1) 深刻な水不足の影響（4月）	40
-------------------	----

#### ベトナム

(1) ベトナム副首相経済改革の援助を海外に求める（4月）	44
-------------------------------	----

#### タ イ

(1) 全人口の11.4%が貧困層（4月）	46
-----------------------	----

(2) IMFへの第4次趣意書が閣議で承認（5月）	47
---------------------------	----

#### フィリピン

(1) 総選挙結果（5月）	48
---------------	----

## 5 ソウル事務所(1988年4月~6月)

### 韓国

(1) 永宗島に国際自由都市建設(4月) .....	51
(2) サッカーW杯競技場計画変更相次ぐ(4月) .....	51
(3) 地方財政3兆5千億ウォン減少(4月) .....	52
(4) 公務員ボーナス40%~80%削減(5月) .....	52
(5) ソウル市上岩洞W杯サッカーメインスタジアム建設(5月) .....	53
(6) 大邱市、海外バイヤー招請し輸出商談会(5月) .....	53
(7) 日本大衆文化開放作業第1歩(5月) .....	54
(8) 6・4統一地方選挙結果(6月) .....	54
(9) W杯開催地6都市縮小発言で混乱(6月) .....	57
(10) 地方公務員今年中に10%削減(6月) .....	57
(11) 今秋から北朝鮮金剛山観光可能(6月) .....	58

## 6 シドニー事務所(1998年4月~6月)

### オーストラリア

(1) ベビーブーマー世代の医療費増大による財政圧迫の見通し(4月) .....	59
(2) 各州都の社会構造の違いの拡大(4月) .....	59
(3) 最も効率的な州税は?(4月) .....	61
(4) 深刻化する公立病院での手術の順番待ち(4月) .....	61
(5) 分野を拡大して民営化はさらに進む(5月) .....	62
(6) ファーストフード・ゴミ減量化の試み(5月) .....	63
(7) 自治体運営の効率向上策に関する報告(5月) .....	63
(8) 州最大の自治体リサイクル組合の経営危機(5月) .....	64
(9) 豪州における容器包装リサイクルシステムの動向(6月) .....	65
(10) ナイフ所持規制の強化(6月) .....	65
(11) シドニー西部地区の「ゴミ85%減量化」案(6月) .....	66

## 7 北京事務所(1998年4月~6月)

### 中国

(1) チベットの多チャンネルによる対外文化交流の強化(4月) .....	68
(2) 杭州で公開により一部の副局長級幹部を選抜(4月) .....	68
(3) 柳州でオンブズマン設立(4月) .....	69
(4) 錢其琛が日本の要人と会見(5月) .....	70
(5) 健全なる社会保障体系を(5月) .....	70
(6) 蘇州市の会計任命派遣制度における実効について(5月) .....	71

(7) 国務院が貧困救済開発業務の実行を支持（6月）	72
(8) 北京市の女性技術幹部は約30万人（6月）	73

## ニューヨーク事務所

### アメリカ合衆国

#### (1) 混迷を深める米国たばこ規制問題（4月）

4月1日、上院商務委員会(the Senate Commerce Committee)は、たばこ会社に対し向こう25年間に総額5,160億ドルの資金を政府に拠出させることなどを内容とするたばこ規制法案("National Tobacco Policy and Youth Smoking Reduction Act")を可決した。今回の法案は、昨年6月20日に全米40の州政府及び喫煙による健康被害者と大手たばこ会社との間で取り交わされた和解案より格段に厳しいものとなっており、たばこ会社各社が一斉に反発している他、議会内部でも同法案の妥当性に疑問の声が上がっている。

米国における最近のたばこ規制に関する論争は、1994年4月14日、主要たばこ会社7社が、議会において、含有物質であるニコチンの毒性、習慣性について証言を求められたところから始まっている。その後、ニューヨーク州、ニュージャージー州など全米40州の州政府及び喫煙により健康を害したとする人々が治療に要した医療保険経費の補償や損害賠償を求め、たばこ会社を相手取り訴訟を提起するなど、たばこ規制の問題は各方面に広範な影響を及ぼし始めていた。この訴訟に関しては、昨年6月20日、原告と被告であるたばこ会社各社との間で、1) たばこ会社側が州政府に対する医療保険経費の補償や全国的な禁煙プログラム実施に係る経費等として今後25年間に3,685 億ドルを支払う、2) 未成年者に影響を与える広告活動の中止やたばこの害のパッケージへの明示、3) たばこに関する研究結果の情報開示などを内容とする和解案が成立していた。この中には、1) たばこ会社は喫煙による健康被害を訴える集団訴訟及び懲罰的賠償について将来にわたり免責される、2) 個人訴訟における損害賠償については年間合計額に50億ドルの上限を設ける、などたばこ会社側にとって有利と見られる条項も盛り込まれていた。この和解案はたばこを原因とする障害について提訴しようとする個人の権利に影響を与える内容も含まれていたため、連邦議会での承認、大統領の署名を受けて法制化されることとなっていた。

今回、上院商務委員会において19対1の大差で可決されたたばこ規制法案は、1) 1999年から2003年までの間、たばこ1パッケージの値段を1.10ドル値上げして、たばこ会社側は向こう25年間の総額5,160億ドルを政府に拠出する、2) 個人訴訟における損害賠償の年間合計額の上限を65億ドルとともに、集団訴訟及び懲罰的賠償に対する免責は認めない、3) 人間、動物及び漫画キャラクターのイメージを用いた屋外広告の禁止と成人向け雑誌を除くカラー広告の非合法化、4) 未成年喫煙人口を向こう3年間で15

%、10年間で60%減少させ、万一この目標が達成されない場合、たばこ会社側は年間35億ドルを超えない範囲で罰金を支払う、5)たばこ規制に関する権限は食料医薬品局(The Food and Drug Administration)が所管する、6)たばこ生産農家への所得補償、などを主な内容としている。

昨年6月20日の和解案に比べてより厳しい内容となった今回の上院のたばこ規制法案に対して、たばこ会社側は失望の色を隠せず、ウォールストリートジャーナル紙等に反論広告を載せ、「同法案はたばこ会社を破産に追い込み、たばこの密売市場を生みだしかねない」と厳しい批判を浴びせている。4月8日には、たばこ会社大手、ナビスコ社のゴールドストーン会長が、たばこ規制法案成立に係る交渉・協力の打ち切り、同法案に対する反対キャンペーンと法廷闘争を進めることを発表し、他社もこれに追随する構えを見せるなど、法案をめぐる議会とたばこ会社側の対立は決定的なものとなりつつある。

また、同法案に対しては上院の中でも、喫煙から青少年を保護するための方策が十分に盛り込まれていないとの批判がある他、議会下院のギングリッチ議長(ジョージア州選出)も4月17日、上院商務委員会で可決されたたばこ規制法案がそのまま下院で可決される見込みはほとんどないとの見解を示している。議会の反応とは別に、同法案がたばこ会社の同意を得ないまま成立した場合、同法案は各社が持つ表現の自由等憲法上の権利を侵害するものとなるのではないかとの議論もある。

たばこ規制法案は今後、上下両院において審議されることとなっているが、上院商務委員会の原案がそのまま可決されるか予断を許さない状況にある。たばこ会社からの拠出金はクリントン大統領が提唱する各種新規プログラムの重要な財源となっており、たばこ規制法案の頓挫ないしその施行の大幅な遅延は、連邦・州政府等の行政施策の遂行に多大な影響を及ぼすものと見られる。

## (2) カリフォルニア州のバイリンガル教育廃止問題（4月）

4月27日、クリントン政権は、カリフォルニア州が検討している、英語を十分に理解できない生徒のためのバイリンガル（二か国語）教育廃止について、これに反対するとの声明を発表した。

これまでカリフォルニア州は、英語を十分に理解できない生徒のために、1)1日に数時間は英語での授業を受け、他の時間については母国語で教育を受ける、ないし、2)生徒の英語能力が向上するまで母国語で教育を受ける、という形でのバイリンガル教育を実施してきた。しかし、2月17日、保守的団体である「太平洋法律基金」(Pacific Legal

Foundation) と呼ばれる組織から、州内の学校におけるバイリンガル教育の廃止を求める請願書が出されたのを契機に、同州教育委員会が検討した結果、3月12日、バイリンガル教育の廃止が決定されたものである。同基金は、バイリンガル教育廃止を求める理由として、州のバイリンガル教育法は1987年で失効しており、州教育委員会は法律の枠を超えたところでバイリンガル教育を実施している点を挙げていた。このバイリンガル教育廃止案については、6月2日、住民提案227号(Proposition 227)として州民投票にかけられ、その是否が問われることとなっている。

カリフォルニア州のバイリンガル教育廃止について、クリントン政権は「バイリンガル教育の廃止は、英語を十分に理解出来ない生徒の公民権を侵害するものであり、もし州民投票で同提案が承認されれば、連邦司法省はカリフォルニア州を提訴することも辞さない」と強く反対している。また、ホワイトハウスの報道補佐官は、カリフォルニア州のバイリンガル教育の廃止は、連邦議会に提出されているバイリンガル教育への連邦補助に関する法案の審議に影響を与えかねず、また、より外国語に精通した教師の採用という大統領の施政方針にも抵触すると述べている。これに対して同提案を支持する側からは、バイリンガル教育は、数学や社会科の授業で生徒が落ちこぼれしていくことを防いでくれる訳ではなく、むしろ生徒の英語習得に悪影響を与えるとの反論が出されている。

カリフォルニア州は全米の中でも移民が多く、英語を母国語としない生徒もかなりの数に上るため、同州におけるバイリンガル教育の廃止が現実のものとなれば、これらの生徒の学習習熟度等さまざまな問題が発生していくことが予想される。

### (3) ニューヨーク市におけるワークフェア・プログラムの実際（4月）

各種の勤労活動に従事することを条件に生活保護給付を行うワークフェア・プログラム(Workfare Program)は、全米各地で採用されつつあるが、同プログラムが生活保護受給者減少に一定の効果を發揮する反面、生活保護受給者の社会的自立にどれ程役立っているかについては疑義が抱かざるを得ないことが各種データから明らかになりつつある。

連邦政府は、連邦支出節減措置の一環として連邦レベルの福祉改革法を1996年に制定し、連邦補助の節減を図るとともに州への福祉行政の権限の大幅な委譲を進めてきた。これにより、各州は福祉給付の基準を自ら定めるとともに、適用要件の厳格化等による給付対象者の減少に努めている。ワークフェア・プログラムも公的扶助への慢性的依存の歯止めとして、就労可能な者に勤労習慣を習得させ最終的に扶助依存生活からの脱却を図る目的で導入されたものである。

ワークフェア・プログラムを導入したニューヨーク市では、生活保護人口がここ3年間で約30%の減少している。同市のジュリアーニ市長はこのプログラムによって多くの生活保護受給者に就労の喜びを与え、自立心を養い、社会貢献の責任を持たせることができると自負しているが、実情は様々な問題を抱えている。第一に、ワークフェアの仕事は公園清掃や教師の補助といった簡単な公共業務であるが、福祉給付の打ち切りを受けた者の中で、フルタイムもしくはパートタイムの仕事についたのはわずか3分の1に過ぎない。第二に、ワークフェア従事者の採用によりニューヨーク市の現業職員の数が減少している。同市の公園課においては、1990年に2,786人だった現業職員が、1997年のジュリアーニ市政のもとでは1,156人となっている。このことについては、労働組合がワークフェアについて強い反発を示している。第三に、就労義務のある母子家庭においては、保育所の不足が深刻な問題になっている。ニューヨーク市では、ワークフェアに従事する母親が持つ子供たちの61%（47,871人）がデイケアを受けられずにいる。子供を預けられない就労義務のある母親は、ワークフェアに従事できず、このことにより就労義務の拒否とみなされ3か月後には生活保護の給付を受けられなくなる。調査によると同市では現在18,638人の子供に対してのデイケアサービスしかできない。

市長は、3年前に116万人だった生活保護受給者を30%以上減の797,000人に減少させたワークフェア・プログラムを画期的な政策と賞賛しているが、その実情は生活保護受給者数を減らすための合法手段として捉えられているため、このプログラムが正確に機能しているか疑問視されている。

#### （4）IRS（内国歳入庁）改革法案の動向（5月）

5月7日、議会上院はIRS(Internal Revenue Service: 内国歳入庁) 改革法案を97対0の全会一致で可決した。IRS 改革法案に関しては、上下両院で可決内容に差異があるため、両院協議会を開催して統一案を作成し、再度上下両院本会議で承認を得た後、大統領へ送付される見込みである。

IRSは国税の賦課・徴収を所管する連邦機関であるが、近年その強引な税務調査や徴税活動及び適正を欠く事務執行に対して納税者からの苦情・批判が数多く寄せられていた。昨年9月23日から25日にかけて上院財政委員会でIRS の徴税活動等に関する聴問会が開催されて以降、上下両院でIRS の抜本的改革及び現行の租税法規の大幅な見直しを目指した動きが活発化しており、既に下院では同年11月に426対4の圧倒的多数でIRS 改革法案を可決している。

今回可決された上院のIRS 改革法案は、下院案と比較してより広範な改革を目指したものとなっており、 1) IRS の運営及び長期計画を監督するIRS 監督委員会の創設（同委員会は財務長官、 IRS 理事、 IRS 労働組合の代表及び6人の民間有識者から構成される）、 2) 地域区分を重視した組織編成から個人、 大規模事業者、 小規模事業者など納税者の特性を重視した組織への機構改革、 3) 独立機関としての納税者擁護委員会の創設、 4) IRS の不法行為に係る内部調査権限のIRS から財務省への移管、 5) 従来納税者が負わされていた税務争訟における举証責任を今後はIRS に課すこと、 6) 所得税の合算申告をした後、 配偶者と離別した者に対する救済措置（現行法では夫婦で所得税の合算申告をした場合には相手と離婚した後にも課税額全体に対する納付義務を負うこととなっているが、 IRS 改革法案成立後においては、 夫ないし妻自身の所得に係る課税額に対してのみ納付義務を負うことが可能となる）、などを主たる内容としている。

IRS 改革法案の可決について、同法案の起草者の一人であるロス・ジュニア上院議員（デラウェア州選出、 共和党）は「IRS 改革法案はIRS の運営を法の執行から顧客サービスに転換するものである」として満足の意を表明している。また、 クリントン大統領も「この法律によりIRS は米国民にとって親しみ易い機関となる」と語ると共に、 最終的には同法案に署名する意向を表明している。しかし、 一方で同法案がIRS の合法的な徴税活動に影響を与えることを危惧する声がある他、 同法実施に際して必要なIRS の現行コンピューターシステムの修正は、 いわゆる「2000年問題」に対応するためのシステム変更に悪影響をもたらすとの指摘もなされている。納税者の権利を拡大させた同法は、 今後10年間に183億ドルの税収減をもたらすと見込まれている。

IRS 改革法案の上院での可決により、 IRS 改革は一定の方向性が定まりつつある。今後の連邦議会においては、 連邦所得税における一定税率の導入、 連邦消費税の創設等、 現行租税法規の抜本的改正が議論されることになるのではないかとの見方が出ている。

## （5）上院における輸送施設等整備法案の可決（5月）

5月22日、 連邦議会は輸送施設等整備法案（最終的には"Transportation Equity Act for the 21st Century "、 簡略化して"TEA-21" とも称される）を、 上院88対5、 下院297対86の圧倒的多数で可決した。過去最大規模の財政支出を伴う同法案は、 将来における連邦歳出の増大、 今秋の議会選挙を睨んだ民主・共和両党の選挙戦略など各方面に影響を与えるものと見られている。

今回成立した輸送施設等整備法案は、 道路・橋梁の建設、 バス、 地下鉄及びフェリーの

整備など運輸・交通関連施設の整備に対し、今後6年間に総額2,030億ドルを支出することを主な内容としている。同法案は1991年に成立した高速道路等建設関連法案に代るものであるが、歳出規模は44%増となっている。支出の内訳は、高速道路等整備関連費用1,650億ドル、大量交通機関整備費用360億ドル、交通・輸送等の安全対策費用20億ドルなどとなっている。輸送設備等の整備に伴う費用は、連邦ガソリン税(1ガロン当たり18.3セント)の大半を充当することなどにより確保される。

予定されている各州ごとの予算配分の状況を見ると、これまで高速道路等の整備に十分な予算が確保されていなかった南部、中西部諸州への実質的配分増が目立っている。また、ニューヨーク州及びその近隣州も相応の配分額を確保している。ニューヨーク州では連邦補助金をもとに、ロングアイランド鉄道のグランドセントラル駅乗入を可能とする海底トンネルの建設(費用約3億5千万ドル)、スタテン島フェリーターミナルの新築(費用約6千万ドル)などを実施する予定である。

クリントン政権は当初、輸送施設等整備法案が他の分野における歳出削減を伴うものとなれば拒否権行使も辞さないとの強硬な姿勢を示していた。しかし、法案成立後の会見では、同法案に係る歳出規模は許容出来る範囲にまで削減されたとして、最終的には同法案に署名する意向を明らかにしている。輸送施設等整備法案の成立は各州から歓迎される一方で、同法案に係る費用を捻出するために、低所得家庭向けの各種サービス費用18億ドル、従軍中の喫煙等がもとで健康被害を受けた退職軍人に対する補償費用150億ドルの削減を議会が承認したことにつき、これを批判する向きもある。また、共和党主導で審議が進んだ輸送施設等整備法案が大幅な財政支出の増大を伴うものとなったことで、民主党側も移民へのフードスタンプ配付の再開等、従来同党が支出の再開・増額を求めていた項目につき、その実現を強硬に主張してくると見られている他、歳出の増に伴う財政黒字の縮小は、財政黒字を主として減税財源に充当しようとする共和党側の選挙戦略にも微妙な影響を与えるのではないかとの見方も示されている。

## (6) HMOによる過度の医療費削減が政治問題化（5月）

定額保険料の事前支払に基づき加盟医療機関内の包括的医療を保証するHMO（管理保険機構）が、この秋の中間選挙を前に全米的な政治問題となっている。

HMOは保険料の支出を抑制したい経営者側の要請から近年急速にその会員数を増加させ、4年前は医療保険を支払っている会社の約半分が加入していたものが、現在その割合は85%にも達している。しかし、低額の保険料を維持するため医療コストを極力削減し

たことが医療の質の低下をもたらし、患者や医師等による抗議行動を引き起こし、連邦議会や州政府、州議会の選挙を控えた候補者達からは、有権者の気持ちを掴もうとHMOの行き過ぎに歯止めをかける立法化への動きが活発になっている。

特に医療保険制度を改正し、全ての国民に保険を適用しようと試みたクリントン大統領率いる民主党の候補者からは、HMOを批判する活発なキャンペーンを繰り広げており、クリントンの医療改革が挫折以来、無保険者は3,800万人から4,100万人に増加したと民主党のコンサルタントは指摘している。

これに対してHMO側は、かつて急上昇した医療費を抑制し、効率的な診療を医師に促すことにより、医療費の浪費をやめさせ、予防医療の重要性の認識を一般化してきたと反論するとともに、法規制は行政機関を肥大化させ、失業を生み、高い保険料と無保険者の増加をもたらすと主張している。さらに、HMO側は、患者の権利を保障する法規制の成立を回避するために、保険会社と会社経営者が協力する可能性も示唆している。

また、有権者のHMOへの怒りもそう単純なものではなく、本年前半に行われた調査結果によると、HMOの行き過ぎを規制するためなら保険料が高くなることを受け入れるかという質問に対しては、その批判のトーンが弱まるなど、かつて挫折した医療改革の時と同じ議論を繰り返しているといった側面もある。

しかしながら、民主党によるHMOに対する法規制キャンペーンは、保険会社からの譲歩を引き出し、選挙運動を活気づけるための有力な手段として今後も続けられるだろうとの見方が有力である。

#### (7) ニューヨーク州における政治資金規正法強化問題（5月）

コネチカット州では知事選における候補者への献金の上限は5,000ドルである。また、ニュージャージー州では4,200ドルが上限となっている。しかし、ニューヨーク州では、この上限は41,400ドルと定められている。さらに、各州の政党支部への献金額に目を向けると、コネチカット州では、年間5,000ドルを超える政党支部への献金が禁止され、ニュージャージー州は多少緩やかな年間30,000ドルが上限とされている。いずれも、ニューヨーク州の年間69,900ドルの上限に比べるとかなり少ない額となっている。

多くの州が選挙運動に対する資金援助に関して、新たに厳しい上限を設ける一方で、ニューヨーク州議会においては政治資金規正法を巡る議論はほとんどなされていない現状である。

ニューヨーク州の場合、知事選に限らず他の選挙においても高額の資金を投じる選挙戦と

なりがちであるため、法をあえて緩やかな内容にしているという見方も一部にはある。このため、今年の11月に行われる中間選挙にしても、ニューヨーク州において候補者が法的に何らかの制限に直面することはまずないと考えられている。

他の州にはあまり見られないが、ニューヨーク州では、だれが候補者に献金できるかということについて何ら制限がない。一方、コネチカット州では議会開会中に企業及び労働組合が議員に対して献金することを禁じているが、ニューヨーク州では、こういった制限は皆無である。これは、ニューヨーク州では選挙戦に投じる資金を規正しようとしていることのあらわれでもある。したがって、選挙資金を監督する立場にある州政府も、実質的に法を強制する権限を持ち得ないため、候補者や政党の資金管理もルーズなものとなっている。

近年の連邦及び各州政府による総力をあげた政治資金規正法改正への動きも、ニューヨーク州では見られない。これも、既存の政治家が自らの既得権を脅かすおそれのある法改正に反対しているからだというのが政治評論家の一般的な見方である。

#### (8) 連邦下院における現行租税法規改正の動き(6月)

6月17日、連邦議会下院は2003年までに現行租税法規の大部分を廃止し、新しい租税法規を施行することを主な内容とする法案を219対209の小差で可決した。同法案は共和党主導で成立したものであるが、その現実性・妥当性をめぐり様々な議論が沸き起こっている。

今回下院で可決された法案は、議会に対し、西暦2002年の独立記念日（7月4日）までの新租税システムの制定及び同年末までの現行租税法規の廃止を求める内容となっており、米国の税制改革にいわば「期限」を定める形となっている。現行租税法規の廃止と新しい租税法規の制定は、共和党の重要な政策の一つであるが、税制改革の論議に一応の期限を定めたことは、この議論に弾みをつけ、現行税制の抜本的改革を進める上での圧力となるものと見られている。

ギングリッチ下院議長は、現行の複雑な租税法規のために、米国の企業や個人は弁護士、会計士謝金だけで年間2千億ドルを支出している他、年に報告された申請書類等は約80億ページ、さらにその処理に54億時間をするなど多大な負担を強いられているとして、同法案の意義を強調し、税制の抜本的改革を早急に行うことを主張している。共和党内部では、アルメイ下院議員（テキサス州選出）らが連邦所得税における各種税額控除等の廃止と一定税率の導入を提案している他、アーカー下院議員（テキサス州選出）が連邦

所得税を廃止し、連邦売上税ないし連邦消費税を導入することを提唱するなど、既に税制改革をめぐる議論が活発化しつつある。また、共和党は、総字数約5億5千5百万語と言われ、複雑で、米国民の「悩みの種」となっている現行租税法規の全面改正を重要な政策課題として位置付け、今秋の総選挙を有利に戦おうとしているとの見方もある。

一方、民主党側は、租税システムの改善やそのための新しい手法を考えることには支持を表明しているが、真剣な議論もないままに現行の租税法規を廃止するのはあまりに無謀として、同法案や共和党の姿勢を批判している。また、クリントン大統領も税制の簡素化は支持しているが、今回下院が可決した法案については「失敗であり、国内外における経済に対する危険性を増大させるもの」との見解を示している。

現在のところ、同法案は共和党が多数を占める上院で可決されても、大統領の拒否権行使により最終的には成立しないのではないかとの見方が一般的である。しかし、税制改革に一定の期限を設けることにより、速やかな改革の実施を図ろうとする同法案は、今秋の総選挙の争点の一つとなる可能性もあり、税制改革をめぐる民主・共和両党の議論の行方が注目されるところである。

#### (9) カリフォルニア州におけるバイリンガル教育廃止（6月）

6月2日、カリフォルニア州では、英語を十分に理解できない生徒のためのバイリンガル（二か国語）教育を廃止することを求めた住民提案227号（Proposition 227）に対する住民投票が行われ、同案は賛成多数で承認される結果となった。これにより、カリフォルニア州では、バイリンガル教育が公式に廃止されることとなる見込みではあるが、廃止反対派の抵抗は依然として根強く、実際に廃止が予定どおり実施されるかはまだ流動的である。

これまでカリフォルニア州では、移民子女など英語を十分に理解できない生徒のために、英語で授業が行われる通常のクラスで授業を受ける前に、1) 1日に数時間は英語での授業を受け、他については生徒の母国語で授業を受ける、ないし、2) 生徒の英語能力が向上するまで母国語で授業を受ける、という形でのバイリンガル教育が実施されてきた。しかし、本年2月、シリコンバレーでソフトウェア会社を経営するウンツ氏らから、州のバイリンガル教育法は既に1987年の時点で失効していること、1960年代の公民権運動の遺物であるバイリンガル教育は、移民子女が労働市場に参入するために必要な技能を身につけるという点からは十分に機能していないなどの理由に基づき、バイリンガル教育の廃止請求が州教育委員会に出されたのを機に、同委員会が検討を重ねた結果、3月12日、バイ

リンガル教育の廃止について州民の判断を問うための住民投票の実施が打ち出されていたものである。

今回の住民投票では、バイリンガル教育廃止賛成約325万票（全体の約61%）、廃止反対約209万票（全体の約39%）と賛成派が反対派を大きく上回る結果となっている。また、CNNとロサンゼルス・タイムズ社が共同で行った出口調査によると、人種ないし民族別に見たバイリンガル教育廃止賛成者の割合は、白人系州民67%、アジア系州民57%、アフリカン・アメリカン系住民48%、ヒスパニック系（スペイン語系）住民37%となっている。

住民投票の結果を受け、バイリンガル教育は60日以内に廃止され、今後、生徒たちは1年間にわたる英語の集中教授期間を経て、英語のみで授業が行われる通常のクラスに編入されることになる。州政府は既に教育方法の変更に伴う予算措置、教材の選定及び教育スタッフの配置等の検討に入っているが、バイリンガル教育の廃止は、州内の学校に通う全生徒の約25%にあたる140万人の生徒に影響を与えると見られている。

バイリンガル教育廃止の結果について、ウンツ氏をはじめとする廃止賛成派はこれを歓迎する意向を表明しているが、州の教員組合、PTA及び市民団体はバイリンガル教育の廃止に強く反発している。さらに、6月3日、少数派の人権擁護団体は、バイリンガル教育の廃止は、教育と人権に関する連邦法及び合衆国憲法の保障する平等保護の原則に抵触するとして、その執行差し止めを求める訴えをサン・フランシスコの連邦地方裁判所に起こしており、裁判所の判断いかんによっては、バイリンガル教育の廃止が予定通りには進まない可能性も残されている。

カリフォルニア州はこれまでも、アファーマティブ・アクション（少数派優遇措置）の廃止など、少数人種や移民に対する各種行政施策の見直しを進めてきた。ただ、その背景には、メキシコなどからの移民の増大に伴う社会的・財政的なコストの増大とそれに対する州民の不満がある。今回のカリフォルニア州におけるバイリンガル教育の廃止が他州にどのような影響を与えるかが注目されるところではあるが、ニューヨーク州、ニュージャージ州及びコネチカット州では、生徒の学力水準向上の一環としてバイリンガル教育の一層の充実が図られるなど、カリフォルニア州の住民投票結果に対する目立った反応は今のところ見られない。

## カナダ

### (1) カナダにおける財政改革と福祉関係経費の関係（4月）

近頃の新聞には、病院の閉鎖及び救急治療室の不足等の問題に対して、医師及び看護婦からの抗議の記事が多数掲載されている。これは、カナダの州政府が財政改革の必要等から健康保険制度及び福祉制度に係る費用の削減及び質の低下を行ったことに起因するものであり、州政府はこの問題に関する世論の批判を受けている。

特にこの最たるケースが、州知事マイク・ハリスと保守党派が推し進めた財政改革（Common Sense Revolution）を成し遂げたオンタリオ州政府である。オンタリオ州政府は、1998年の福祉関係予算を180億ドルとし1997年の福祉関係予算176億ドルより若干増加させた。しかしながらヘルスケアの内容の切り詰めを容赦なく行い、またいくつかの病院を閉鎖することにより病院の合理化を図ったことに対して、強烈な非難を受けている。カナダの他の州政府も財政上の観点から、福祉関係経費の削減あるいは質の低下を行うことを考えており、同様の問題に直面している。

州政府が福祉関係経費の削減あるいは質の低下を行うに至った原因は、統一国家カナダにおける連邦政府と州政府の関係のあり方にも関係しているものである。連邦政府と州政府の間には50年以上にもおよぶ不均衡があり、これは連邦政府は福祉事業等の社会責任を成し遂げるために必要な財源を十分確保できるのに対し、州政府は社会責任を成し遂げるために必要な財源を確保することができないということである。この不均衡を改善するために、連邦政府は州政府に対して健康保険制度、福祉制度及び教育制度等に係る費用の補助を行っている。

1993年、連邦政府は420億ドルの財政赤字を生じ発展途上国のような財政状況に陥る間際にあった。その後、経費の削減、良好な経済状況及び税率引き上げ等による税収の増加等により1998年の始めには14億ドルの財政黒字を生むに至った。しかし、経費の削減の多くは連邦政府が州政府に対し行う、健康保険制度及び福祉制度に係る経費の補助によるものであり、1994年から1998年の間に全体の33%（概ね70億ドル）が削減され、結果的には連邦政府が州政府に健康保険制度及び福祉制度に係る費用負担を転嫁したことになっている。このため各州政府は予算の均衡を保つため、財政改革の必要性から健康保険制度及び福祉制度に係る費用の削減及び質の低下を検討する状況に至ったものである。

健康保険制度及び福祉制度に係る問題については州政府に対する批判が集まり、州政府

が矢面に立たされているが、実は問題の核心は連邦政府と州政府の双方にある。これは安定した行政を行うための財政改革と貧困層の市民及び健康問題で悩まされている市民に対し行政の負うべき社会責任のバランスの問題であるとともに、また統一国家カナダの連邦政府と州政府の関係のあり方についての問題でもある。

## （2）カナダにおける教育制度をめぐる諸問題（5月）

カナダでは、1990年代以降の連邦・州政府の行財政改革に伴う教育関連支出の削減、満足な教育効果を上げていない公立学校への不満などから、教育の質の向上や学校運営に係る財源確保の問題をめぐり様々な議論・新しい試みがなされている。

教育の質の向上に関連して、現在カナダではチャータースクール(Charter School) とその運営に係る議論が盛んになされている。チャータースクールは、市町村教育委員会等の教育機関との契約に基づき、教師、両親その他の地域グループによって自律的に運営される公立学校であり、通常の公立学校に適用される多くの法令・規則の適用免除を受けることができる。チャータースクールはカリキュラム編成、財政、人事等の面で幅広い権限が認められる一方、その教育成果について責任を負うことが要求されている。当初設定した教育成果を達成出来ないチャータースクールについては、資格の取消し、廃校に至る可能性もある。

チャータースクールを支持するグループは、公立学校の教育成果は徐々に低下しつつあり、公立学校における官僚的で硬直した運営を改善するためには、チャータースクールのような新しい学校運営手法の導入が必要と主張している。一方、教員組合などこれに反対する側からは、チャータースクールは一種のエリート校であり、公立学校の二極化を招きかねず、公平な教育を侵害するおそれがあると非難している。チャータースクールをめぐる議論は、アルバータ州にある草分け的な存在のチャータースクールが閉校に追い込まれようとしていることで、さらに過熱したものとなっている。同校が閉鎖に至る背景として、十分な運営資金が確保出来ないこと、学校の運営管理を任される側の力量不足などが挙げられているが、少数の運営スタッフのみで学校の管理運営全般をこなすことには元来無理があるのでないかとの指摘もなされている。

また、学校教育に係る財源確保の問題との関連で関心を引いているのは、最近目立ってきた各学校における非営利基金設立の動きと、学校における商業主義の導入である。前者は、学校へ配分される予算が減少していく中、教育活動の充実のために、生徒の保護者や同窓生が中心となって独立した非営利の基金を創設し、寄付金などを集め、学校に還元し

ていこうというものである。後者はアルバータ州カルガリー市の公立学校教育委員会が、保有しているコンピューターシステムを活用し、他の教育委員会へインターネット接続サービスを販売しようとしていることが公表されたことで、一般の関心を集めることとなった。民間企業の中にはこれを利用して商業広告を流し、子供を対象としたマーケッティング活動を展開しようとの動きもある。アルバータ州はカルガリー市の教育委員会のような比較的財政的に余裕のある教育委員会からより財政的に余裕のない教育委員会へ教育財源を重点的に配分しようとしており、このことがカルガリー市がこのような方策を採用する原因となっているとの指摘もあるが、一方、学校の中に商業主義的な活動を持ち込むことについては、批判的な声が上がっている。

カナダにおける最近の教育をめぐる議論や新たな試みは、連邦政府や州政府の行財政改革とそれに伴う教育支出削減が行われる中、教育に係る費用を誰が拠出し、どのように使うか、教育に関する決定を誰が行うか、さらに児童・生徒にとって最も望ましい教育の在り方はどのようなものかという根本的な課題について再考を促すものとなっている。

### (3) トロント市における環境にやさしいビル改装計画（6月）

トロント市では、現在、2005年までに温室効果ガスの排出を1990年の水準から20%削減することを目指した、"Better Building Partnership(通称:BBP)" と呼ばれる環境に配慮したビル改装計画が進行中であり、その成果が注目を集めている。

BBP は1994年、トロント市エネルギー効率室(Energy Efficiency Office)、トロント大気基金(Toronto Atmospheric Fund: TAF)、ガス、水力発電会社その他の民間団体が共同して開始した計画であり、1995年にはこの計画の実施に携わる企業3社も選定されている。

この計画は、公共及び民間のビルの改装時に、エネルギー効率の向上に配慮した改装を実施する形で行われることとなっており、このような改装計画により、1) 電気、ガスなどのエネルギー・水使用の効率化、2) ゴミなど廃棄物の減少、3) 改装工事の促進に伴う雇用の創出、4) 労働環境の向上に伴う生産性の向上と資産価値の上昇、などが期待されている。

この計画では、公共的ビルの改装に関して、その所有者は400万ドル程度の資金を自己調達しなければならないとしても、その一方で、連邦・州政府からの800万ドルに上る無利子融資を受けることが出来ることとされている。また、1995年に選定された実施企業3社に対しては、民間企業などがこのような改装を行う際の資金として、今後3年間に

1,800万ドルを融資することが求められている。また、一般的に改裝に伴う資金調達が困難と見られる小規模民間業者のために、1994年の計画発足当初からこれに参画しているガス会社がそれらの資金を融資する体制が採られている。既にトロントの大規模商業ビルで、1,400万ドルを投じてこの計画に沿ったビル改裝を実施されており、年間で180万ドルの経費節減、2万7千トンに上る温室効果ガスの削減及びテナントの労働環境の向上など様々な効果が発生していることが報告されている。

トロント市に関するエネルギーの効率使用の可能性調査によれば、これらのビル改裝計画が実施された場合、2005年までに電気使用の47%、天然ガス使用の38%が節減可能とされている。エネルギー効率を高めるビル改裝を通して、電気、水などの使用効率を高め、廃棄物の量を減らし、温室効果ガスの排出量を削減しようとするトロント市の試みは、地方自治体の採りうる新たな環境政策として、その成果に関心が持たれるところである。

## ロンドン事務所

### イギリス

#### (1) 地方団体職員の給与の伸びは経済成長率以下（4月）

地方団体管理委員会は、地方団体職員給与と民間の給与を調査し、その結果を発表した。

それによると、ホワイトカラーの給与は、民間の同職種と比較するとかなり低い伸びとなっている。公務員の給与は経済成長率よりも低い伸び率を示しており、インフレを考慮すると給与は実質マイナスとなっていることが判明した。単純労働者（マニュアルワーカー）は、ホワイトカラーほど伸び率は低くはなかったが、それでも、民間の同職種と比較すると低い伸び率となっている（次項参照）。

また、全体としては、低所得者層の多くを占める女性やパートタイマーの時間当たりの単価は上昇傾向にあるが、労働時間の短縮により支払額が相殺されていることも判明した。

地方団体職員の給与が低い伸び率を示した原因としては、保守党政権下で導入されたキャッピングといった歳出抑制政策により給与の伸びが抑えられていること、及び「より少ない予算でより多くの事業を」という理念のもと地方団体の再編による財政のスリム化、CCTの導入による人件費の削減等が挙げられる。また、単純労働者だけを考えると、近年民間部門では、単純労働者がより多くの給与を獲得しようとコンピュータ（IT）技術を修得する動きがあり、人件費が高騰している一方、地方団体においてはまだそのような動きがないことが、人件費の伸びが低かった理由と指摘している。

さらに、この調査によると、現在労働党が導入しようとしている「最低賃金制度」や、ホワイトカラーと単純労働者の区別無く一般的な給与基準を設定しようとして多くの労働組合で進められている「シングル・ステイタス」という制度が、今後地方団体職員の給与に大きく影響してくるだろうと指摘している。

(表)

(給与の対前年比)

	地方団体	民間	経済成長率
ホワイトカラー	0.8%	4.2%	2.4%
単純労働者	1.3%	4.3%	2.4%

## (2) 公立学校の運営に企業も参加 — 教育アクション・ゾーン(4月)

### 導入

アクション・ゾーン(AZ)は、労働党政府が打ち出した政策の一つで、国内で抱えている国政問題を解決する手段である。AZの第一段階は、慢性的な国家医療制度の悪化、教育達成度の低下、雇用の不透明な見通しの問題に取組むことである。保健省及び教育雇用省は、この3つの課題を解決すべく検討を行っている。

政府は、AZについて教育AZ、雇用AZ、保健AZの3タイプを指定し、実施団体を募集している。この募集には、公的、私的、あるいは第3セクターで組織された団体が参加できる。また、地方自治体も参加を希望すれば、主導的な役割を持つことも可能である。

AZの実施団体となった所は、政府からの資金以外にも、政府に容認された方法で運営を試験的に行う裁量や関係省庁の関連施策を優先的に受ける特権を与えられている。AZは、政府の総合的戦略として、保健問題、教育問題そして雇用問題に取り組むために計画されたものである。

以下、教育問題に取り組む教育AZについて最近の動向を報告する。

### 教育アクション・ゾーン

教育AZは、小中学校で問題になっている、低い教育到達度を改善するための計画である。最大の特色は、学校の管理を教育委員会から切り離し、地方自治体や企業等関係者の共同形態で学校を運営して実績を挙げようとする試みである。

AZは、25ゾーンが設置され、2あるいは3の小中学校から構成される。また、4月23日の発表によると、個々のAZには、企業側からの25万ポンドと、政府か

らの 75 万ポンドの資金、合わせて計 100 万ポンドの予算を追加として受け取ることができる。運営は、アクションフォーラムによって当初 3 カ年計画で実施される。

教育 AZ は、革新的な試みである。この革新的な試みは随所に見受けられ、地方自治体の教育関係者は学校の管理権限の縮小や教育の企業化に対して恐れを抱いている。デービッド・ブランケット教育雇用相は、AZ を運営するアクションフォーラムの少なくとも 1 つが企業主導のものであることを望んでいる。

教育 AZ には従来から柔軟性が求められており、政府は教育 AZ が全国レベルで設定される給与協定にも、また国の教育カリキュラムにも従う必要はないと述べている。この点については、給与水準の低下をおそれる教員組合の懸念のもととなっているが、実際には優秀な教員を確保するため、むしろ高水準の給与支給ということになる可能性もある。

今後の予定では、第 1 陣の 12 ゾーンは 6 月に選定され、新学期の 9 月から実施に移される。また、残り 13 ゾーンも翌年 1 月から実施される。運営に当たる多くの団体には、地方自治体の教育委員会、訓練事業協会、地域団体、学校などを含むものと思われる。

教育 AZ は、保健 AZ 及び雇用 AZ と同様にパイロットスキームである。政府は、それらの実施状況を勘案し、将来的にはさらに多くを対象に事業を拡大することも考えている。

### (3) 98 年統一地方選挙（5 月）

統一地方選挙が、7 日、166 の地方自治体において実施され、約 4,000 議席が改選された。首都ロンドン・バラ（区）の議会ではすべての地方議員が改選され、また、大都市圏カウンシル、ユニタリー及びディストリクトカウンシルの各議会では議会の 3 分の 1 が改選された。イギリスでは、選挙は通常 5 月の第 1 木曜日に実施されることになっており、有権者は、選挙区の選挙人登録名簿に登録された 18 歳以上

のイギリス市民のほか、イギリス在住の「英連邦市民、アイルランド共和国市民及び欧州連合諸国市民」である。地方議会選挙の投票率は、例年約30～40%であり、一方、国政選挙では約70～80%である。投票率がこのような傾向となるのは、地方議会選挙の場合、小選挙区制が採用されているため、結果があらかじめ分かってしまうこと、また、中央政府の権限が大きく、地方自治体の権限が小さいという政治的な比重を反映していると考えられる。

今回の選挙は、全般的に大きな盛り上がりに欠け、報道機関はしばしば選挙結果の予想を誇張して伝えることに終始していた。タイムズ紙で伝えた「シェフィールドにおいて労働党は重大な損失を受ける…」というのがその一例である。事実、労働党は同議会において5議席を失ったものの、全87議席（改選議席29）のうち50議席は依然として労働党議員である。真に問題なのは、各選挙区における選挙結果よりも、地方議会選挙における投票率の低迷である。

### 投票率

今回の選挙におけるイングランドの投票率は、1947年以来最低の26%を記録した。ロンドンでは、投票率は34%とやや高くなっているものの、それでも過去の地方選挙での45～48%より相当低いものである。他に比べてロンドンが高い投票率であるのは、同じ日に住民投票（注）が行われたことによるものである。

（注） グレーター・ロンドン・オーソリティ Greater London Authority（ロンドン全域を管轄する新自治体として、政府が提案しているもの）及びその公選市長の設置を問う住民投票。

ヒラリー・アームストロング自治担当大臣は、「低い投票率が示すものは、中央政府がこれまでとってきた地方軽視への批判である」と述べている。

### 投票結果

#### 労働党

労働党は、全選挙区合計で79議席を失ったものの、第1党を占める地方議会数で

みると、その座を明け渡したのはヒーリングドン、イスリングトン及びケンブリッジの3地方議会で、逆に新たに5つの地方議会で第1党を獲得し、改選前より2つ増やした。党としての政治的な影響力に及ぼす損失は少なかった。

#### 自由民主党

自由民主党は、全体で123議席を失い、第1党を占める地方議会数を改選前より7つ減らすという大きな代償を払った。内訳は、新たに獲得したのは1つで、損失は8つである。ロンドンのキングストン・アポン・テムズ区議会の指導権を失った痛手は大きいが、反面、獲得した唯一の議会、大都市リバプールを手中に収めることができた。

#### 保守党

議員の増減に関する予測では最もよい結果を得られるはずであったが、全般的にはあまり振るわなかつた。獲得した議席の総数は258議席であるが、結果として議席を得ただけに終わり、第1党の議会の増加に結びついていない。内訳は、改選前より1議席増えているが、ロンドンのブルムリー区議会における第1党の座を失っている。

#### 改選された166地方議会における各政党の勢力分布

	獲得した議会	損失した議会	増減	改選後の議会数	得票率
労働党	5	3	+ 2	94	37%
自由民主党	1	8	- 7	14	24%
保守党	2	1	+ 1	8	33%
単独過半数 政党のない 議会	11	7	+ 4	50	-
合計	-	-	-	166	-

#### (4) Greater London Authority (GLA) に関する住民投票が実施される（5月）

5月7日、ロンドン全域を管轄する団体であるGLAの設置及びその公選市長制度の導入についての住民投票が行われた。結果は、72%の賛成多数だったが、投票率は35%であり、政府は投票率の低さに失望感を隠せなかった。

そもそも、この住民投票に関しては、労働党、保守党、自由民主党の主要3党すべてが支持していたので、賛成多数ということはあらかじめ予想されていたことでもあり、これが投票率の低下につながったと見られている。また、今回の住民投票に対してマスコミは、市長の候補者の話題を中心に取り上げていたので、住民が今回の住民投票を市長選と勘違いする光景も多数見られたほどであった。

GLAに関する今後の予定では、1999年秋に第一回目の市長及び議員選挙が実施され、2000年春から新たな地方団体として活動を始めることになる。

GLAは、公選の市長と議会によって構成され、国と基礎的自治体の間にあって、主として地下鉄などの公共交通、地域計画、経済開発、環境対策など、広域的かつ戦略的な対応を要する行政課題を重点的に担うことになる。市長の権限は戦略的計画の策定及び実施、予算案の策定等であり、議会は予算案の承認及び執行状況の検証等の権限を有することとなる。

住民投票の結果は、各バラ（行政区）毎にみればロンドン全域において賛成が過半数を占めていたものの、各バラの支持率を個々に平均支持率（72%）と比較すると次のような特徴が見られた。

ロンドンの中心にあるインナーロンドン（12バラ+シティ）

平均以上：11 平均未満：2

ロンドンの郊外にあたるアウターロンドン（20バラ）

平均以上：8 平均未満：12

この結果、ロンドンの中心部の方が外周部よりもロンドンを統括する地方団体の創設に好意的であることがわかる。

また、アウターロンドンについて、その地域内の地下鉄の駅の数と支持率との関係に着目してみると、支持率の高いバラ内には複数の駅がある一方、支持率の低かったバラ内はそれ以外のバラと比較して駅の数が少ないという傾向が見られた。さらに、インナーロンドンについてこの関係をみてみると、グリニッジを除き地下鉄の駅がないすべてのバラが、平均支持率 7.2 % を下回ったバラの中に含まれている。

広域サービスの典型である地下鉄の利用度と新たな広域行政機関となる GLA に対する期待感との間に、ある程度の相関関係の存在が指摘されている。

#### (5) シティズン・チャーター（市民憲章）に関するブレア流の新たな取組み

ブレア政権は、30日、シティズン・チャーター（市民憲章）に関して、公共サービスの質を向上させるため新たな取組を発表した。

ブレア政権は、発足以来、教育改革、医療改革など大胆な改革を行ってきており、行政についても、これまでの改革とは別に、新たなブレア流の見直しを行ったものである。

シティズン・チャーターは、前保守党ジョン・メージャー政権が 1991 年 7 月に発表し、具体化した政策である。広範囲にわたる公共サービスについて、国民の権利としてサービスの水準達成を約束し、達成されない場合の事後措置と是正手段を保障したものである。この公共サービスの中には、警察や裁判所なども含まれているが、地方自治体については、中央政府が直接に指示することができないため「サービス改善の要請」という形でサービスのあり方が示されていた。また、同政策に示された、政府機能のうち一部をエージェンシー（外庁）に移すことは、既に実施されている。

今回の取組は、シティズン・チャーターを担当するランカスター公領大臣デービット・クラークによって新たなプログラム「サービス第一 Service First (S F)」が開始されたものである。また、首相官房に設置されていたシティズン・チャーター室は S F 室に改組され、この S F 室が公共サービスの質の監視を通じて各省庁及び地方自

治体を指導することになる。

S Fには、次の8つの活動計画があり、「より良い政府 Better Government (B G)」の実現を目指して公共サービスの転換、近代化を促進するものとして位置づけている。

- 各部局にまたがる公共サービスの質を監視する新しい監査部門
- すべての公共サービス提供の新しい原則
- 今後2年のうちに主要なチャーターの再審査
- 政府及び地方自治体チャーターの質を改善することを目的とした詳細なガイド
- 国民医療制度や教育などに関する新しいチャーターのプログラム
- 第一線の職員を含めた行政事務の全国版プログラム
- 新しい判断基準による厳格なチャーター・マーク Charter Mark (優良事例に対する表彰制度) プログラム

#### 高齢者サービスの改善を目的とする特別プログラム

同大臣は、S Fの立ち上げに際し「B Gのすそ野の広い取組は、国民を第一に位置づけることを意味している。それは、公共サービスを国民の必要性に合致させるということである。また、“S F”は、この綱領の一部となる新しい取組である。」と説明している。

新しい取組は、利用者である国民、サービスの質の向上、効果の促進、そして複数の行政機関にまたがる事務の改善などについてより一層対応を高めた公共サービスを提供することを目的としている。そのために、5,000人の国民で構成される“国民パネル”、公共サービスに関する情報公開、より充実したチャーター・マーク審査など、新たな手段を用いて行く予定である。個別のチャーター及びチャーター・マーク制度は、新しい取組の中でも重要な要素となる。

今回の新たな取組の特色として、これまでトップダウン式に主導されてきたシティズン・チャーターが、特に第一線で働く職員の意見を取り入れるように方向転換され

ていること、また、S F の主要な目的として、特に、複数の行政機関にまたがる公共サービスの改善を挙げている。

一方、タイムズ紙は、今回の取組により公共サービスの改善のために挑戦を続けることになるだろうが、各行政機関の成功は、行政がいかに早く電話に対応し、手紙を返信するのではなく、サービスを利用する人々の視点でどのようにサービスを判断するかであるとの意見もある。また、教職員組合からは、教育サービスに関しては現行のチャーター監視体制でもすでに十分すぎるほどで、さらなる監視は困難としている。

(政府公報、タイムズより)

#### (6) 地方団体におけるP F I 事業数が合計51事業に(6月)

ヒラリー・アームストロング自治・住宅担当大臣は、地方団体における民間活力導入施策 (Private Finance Initiative, P F I ) 事業が新たに9事業承認されたことを発表した。

地方団体のP F I 事業が中央政府から交付金の交付を受けるためには、まず所管省庁を通じて大蔵省タスク・フォースが中心的役割を果たすプロジェクト・レビュー・グループの承認が必要となる。労働党政権下で発足したこのシステムにより、昨年12月9日に最初の19事業が承認されている。その後、今年2月10日には新たに23事業が認められ、今回が3度目の事業承認となる。今回の9事業を含めると合計51事業がプロジェクト・レビュー・グループから承認され、交付金の対象事業となつたことになる。

P F I はそもそも、これまで公共部門で行われていた事業に民間部門の資金やノウハウを導入することによって、公共部門の資本支出を減らし、インフラを近代化しようとするものである。1970年代から80年代にかけて、巨額の財政赤字を抱えていたイギリスにおいて、行政改革による「小さな政府」実現にむけて実施された規制緩和や民営化、外部委託と共に、民間の資金活用やノウハウを導入しようとして考え

出されたインフラ整備の手法である。

PFIによって実施される事業は、原則として「設計・建設・資金調達・運営」のすべてを民間部門が担当し、公共部門は民間部門から提供されるサービスを購入することになる。同じ事業を公共部門だけで行うよりも、より一層の金銭的効率性（Value for Money）が確保されるとともに、資金調達や運営に関するリスクが民間部門に移転するという効果がある。

労働党政権の下での今回の承認により、国と比べ遅れ気味であった地方団体のPFI事業も本格的に動き始めたといえる。

98／99年予算においては、総額5億ポンドの事業が補助対象となる。また、事業数を所管省庁別に見てみると、次の表のとおりである。

発表年 月 所管省庁	97年12月	98年2月	98年6月	合計	主な事業例
環境運輸地域省	7事業	8事業	3事業	18事業	インフォメーション・テクノロジー、 街灯、ゴミ処理
教育雇用省	1事業	10事業	3事業	14事業	学校
保健省	5事業	—	—	5事業	公共住宅
内務省	5事業	2事業	3事業	10事業	警察署
大法官省	1事業	3事業	—	4事業	地方裁判所
合計	19事業	23事業	9事業	51事業	

\* 地方団体の道路事業については、国レベルでの道路事業評価が今年の夏に発表され、その結果をみて今後の方針が策定される予定であるため、現在のところ承認されているものはない。

6月24日現在では、これら51事業中10事業（所管省庁別：環境運輸地域省4、

教育雇用省1、保健省2、内務省3)が契約締結に至っている。なお、最初の地方団体のPFI事業は、昨年10月にロンドン・バラの一つであるハローが契約締結したインフォメーション・テクノロジー事業であり、その後ワイト島のゴミ処理事業、ドーセット・カウンティの学校事業と続いている。

英国全体(国・地方両レベル)におけるPFIの進捗状況を見てみると、事業数については未発表であるが、労働党政権になって以降(97年5月1日)の契約金額は合計20億8500万ポンドとなっている(6月末現在)。この額は、前保守党政権によって策定された97/98年予算における計画値25億ポンドを約20%下回る結果となっている。しかしながら、先日発表された3か年予算の中では、PFI事業は社会資本整備における重要な施策の一つと位置づけられており、今後の動向が注目される。

(注) なお、中央政府及び地方政府から一切補助金を必要としない財政的自立タイプの事業は、その性格から、中央政府の承認を必要としない。また、今回掲載した地方団体の事業数は、イングランドにおける事業のみを対象としている。

(政府公報、ファイナンシャル・タイムズより)

## ドイツ

### (1) 旧東ドイツ地域の公共部門に10万人の余剰人員—経済研究所試算(4月)

ケルンのドイツ経済研究所(IW)は、先頃、旧東ドイツ地域では公共部門の職場に10万人の余剰人員があるとの見解を発表した。

IWの調査によると、同地域の公共部門では1991~97年に70万人分の職場が整理され、職員数は現在110万人である。しかし、市民1千人あたりの職員数は68人で、旧西ドイツ地域の62人を上回っている。余剰人員10万人のうち、7万5千人は市町村職員だという。

IWは、この原因として病院や幼稚園の運営、住宅管理事業の民間委託が遅れていることを挙げている。旧東ドイツ地域では、全病院のうち公立病院が占める割合が

70%で、旧西ドイツ地域より10%以上高い。賃貸住宅の自治体所有率は33%で、これも旧西ドイツ地域の8%をはるかに上回っている。

## (2) 財政難から街灯が消える — ブランデンブルク州地方自治体(4月)

ブランデンブルク州の地方自治体で財政難が深刻化し、小さな村では経費不足から街灯が消される事態が生じている。

同州北東部のウッカーマルク郡は、全国で有数の広大な地方自治体だが、過疎化が進むとともに財政難が最も深刻化している。同郡のゲーリッツ村では、先月から村中の街灯が消され、さらに6町村がこれに続く見込みという。今年2月には、郡内7町村の議員69人が州政府に財政の窮状を訴えて異例の総辞職を行い、現在も後任が決まっていない。

州地方自治体連盟のベットヒヤー会長は、このような財政難について、「州全体の予算が不足しているため、他の郡も遅かれ早かれ同じ運命をたどるだろう」と警告している。ブランデンブルク州では、1993年以降、200の町村が経費削減のため他の町村と合併している。一方、「予算はなく問題が多い」自治体の首長を引き受けた者ではなく、4年前の地方選挙では351の自治体で町村長が空席のままだった。

今年9月に地方選挙を控える同州では、現在、各党が候補者選びに苦慮している。事態を重くみたツィール州内相は、自治体行政への参加を呼びかけるチラシ10万枚を作成し、大規模なキャンペーンを展開している。

(ドイツニュースダイジェストより)

## (3) 地方自治体の「環境税」無効判決—連邦憲法裁判所(5月)

連邦憲法裁判所は、7日、ヘッセン州カッセル市が使い捨てコップや紙皿などの包装材を使用する会社から処理税を徴収しているのは違法である、との判決を下した。訴えていたのは、ファーストフードチェーンのマクドナルドと市内の飲料自動販売

機取り付け店で、同市は1992年に包装材処理税を導入し、使い捨てコップに42ペニヒ、皿に52ペニヒのゴミ処理税を徴収していた。

判決の理由について憲法裁判所は、自治体が環境税を導入すること自体は合法としながらも、「ゴミを課税によって減らそう」との同市の構想は、企業に回収・リサイクルへの参加を呼びかけ、「関係者の協調」の中でゴミ処理を行おうとする連邦政府の環境政策からはずれている、と説明した。

さらに同日、憲法裁判所は、バーデン・ビュルテンベルク、ニーダーザクセン、シュレースヴィヒ・ホルシュタイン、ヘッセン州が導入している産業廃棄物処理税も違法とする判決を下した。これにより、同件で訴えていた大手化学会社のヘキスト、BASF、バイエルンにはそれぞれこれまで徴収されていた税金が払い戻されることが決定した。

この環境税を導入しているシュレースヴィヒ・ホルシュタイン州政府は、今回の判決によって、1億マルクに上る税金の払い戻しを余儀なくされる見込みである。同州は、さらに2000年までに2千8百万マルクの環境税収入を見込んでいたため、同判決とともに州政府が歳出の差止め令を発令する事態となつた。シュテーヌブロック同州環境相をはじめ州政府からは、「同判決は、国の環境政策を後退させるものである」として、激しい非難の声が上がっている。（ドイツニュースダイジェストより）

## パリ事務所

### フランス

#### (1) 州議会選挙（3月実施）結果にともなう地方政治の混乱（4月）

さる3月15日（州議会議員選挙、県議会議員選挙第1回投票）及び3月22日（県議会議員選挙第二回投票）にフランス全土において地方議会選挙が実施された。

この結果、州議会、県議会とも国政舞台での与党である革新連合（仏社会党、仏共産党、仏緑の党、その他）が躍進し、野党である保守側が大幅な後退を余儀なくされた。これにともない、一部の州議会において、「保守側が議会内の互選で決定する議長席を獲得するために、極右（FN）票の支援を得た」ため、左派はおろか右派政党中央部からも批判をあびる事態となり、フランス全土で大きな政治問題となり、この余波が4月も続いた。

（フランス国内の新聞報道より）

#### (2) 内部対立に悩む州議会議長会（5月）

分裂直前にある州議会議長会は昨日、さし当たり何も決定しないことを決定した。対立の焦点となっているのは、議長の座を獲得するためにFN（国民戦線）と提携したジャン=ピエール・ソワソン（ブルゴーニュ州）、シャルル・ミヨン（ローヌ・アルプ州）、シャルル・ボール（ピカルディー州）及びジャック・ブラン（ラングドック・ルシヨン州）の右派の4人の議員である。左派の10人の議長はこの4人と同じテーブルにつくことを拒否するとともに、議長会からの除名を要求している。リムザン州議会のローベル・サビイ議長（社会党）は、「彼らの選出方法を当然のものと考えさせるような行動をとってはならない。あたかも何事もなかったかのように振る舞うこととはできないのである」と述べている。これに対しUDF-RPRの11人の議長はこのような要求をあくまでも退ける意向だ。「この4州は800万人の住民を抱えており、これを除外することは法的にも政治的にも出来ることではない」とするの

はポワトゥー・シャラント州議会のジャン=ピエール・ラファラン議長である。

1992年より州議会議長会の会長を務めるジスカール=デスタン氏を引き継ぐべく、会長に立候補しているラファラン氏は、早くも昨日から露呈していた分裂の危機を回避するための方法を見つけた。元々新執行部を選出することを任務とする議長会の国民議会内選挙会を、左派の議員とUDF-RPRの議員との間の「協議会」と名称を替えたのである。これはUDFから除名された4人の出席を回避するための一つの手段である。「根本的な対話」と称しながら不毛と形容されるにふさわしい対話により明らかになったのは、対立が解消する気配を示さないということだけである。サアヴィ氏は会議の終了後、「問題の進展を図らなければならないのは共和派右派(FN以外の右翼)の議員である。向こうからイニシアチブを示す番だ」とコメントしている。これに対しラファラン氏は「この4州とどのような関係を持つべきかという問題が、国と政府に投げかけられている」とし、4人のFNの市長がフランス市町村長協会に、そのうちの一人であるトゥーロンのジャン=マリー・シュヴァリエ市長はフランス大都市市長協会にも加盟していることに言及している。

ジスカール=デスタン氏より経常業務の処理を託されたラファラン氏は、7月に予定されている次回の会議までに解決策が見出せると考えており、また昨日は左右に分かれた2つの協会の設立という「最悪の事態」を避けることができたことを喜ぶべきこととしている。「第二協会の設立は良いことではない。しかしFNの票により選出された議員を普通の議員として扱うことと、この良くない解決策の間で、躊躇する時間は限られている」と脅しをちらつかせるのはサントル州議会のミッシェル・サパン議長(社会党)である。両者が最終的に合意に至ったのは、副会長職を分け合うことにより州議会議長会を同数代表の原則に従って運営していくこと、それに麻痺状態にある議長会の活性化を図ることである。議長会の停滞の責任者である現会長のジスカール=デスタン氏は、FNが問題になるときの例に漏れず、会議への出席を辞退した。側近の説明によると、「このような日常的な問題について議論するのは、ジスカール

氏レベルの人物がやるべきことではない。」との発言がなされた。

### (3) 仏自治体の債務も段階的にユーロへ転換（5月）

来年1月1日より、フランスの国の負債は全額ユーロに転換される。地方自治体も同じプロセスを辿るのだろうか。

クレディ・ローカル銀行のジャック・ベリュ市場部長は「何ら義務的なものではない」と言う。ただ国の場合、問題はまた別だ。5月2日にとられた決定の直後に、負債の転換について政府が「待ち」の構えを見せるのは、政策に一貫性を欠くものと見られてしまうだろう。大蔵省のユーロ・ミッションの責任者であるフィリップ・マルシャ氏が言うように、「新規発行の国債が1999年1月4日以降全てユーロになるだけでなく、国の譲渡性負債全体がユーロで表示される。」

大蔵省では既に転換の規則を確定しており、繰り上げ下げによって生じる差を埋め合わせるために清算金もフランの現金で用意している。

しかしながら市町村や県、州も同じ戦略を適用しなければならないのだろうか。マクロ経済の観点からは、国の負債も地方公共団体の負債も同じ性格を持つ。しかも地方自治体の負債は、国とは比較にならないものの、県と州だけで今年1月現在6,840億フランと、かなりの額に上る。

しかしながら市場（株、社債）がユーロに移行するというのに、この動きに従う自治体は少ない。ポワティエのジャン・メニエ助役は、フランス大都市市長協会のセミナーの場で「2002年まで猶予期間があるのだから、これを活用したい。我々にとって根本的に重要なのは、この負債を管理し、最良の条件で再交渉するということである」と話している。

#### 第1歩

リヨン都市共同体のアンリ・ジュルダナ副議長に同様の実際的なアプローチで迅速な移行よりも負債の日常的な管理を優先させるとしている。リヨン都市共同体は2,

500本の融資枠を抱えており、そのために移行作業は極めて複雑なものになる。

ここでも議員は禁止もなければ義務もないという11ヶ国の段階的ユーロ移行の規則を十分に活用しようとしている。

これに対しクレールモン・フェランのセルジュ・ゴダール市長はより積極的な姿勢を見せ、来年早々にも市の負債をユーロに転換する意向である。「来年の最初の営業日から移行する必要はないが、年の始めにはこの操作が開始されるよう我々は全力を尽くすつもりだ。これは自治体が、予算や地域公共サービスの料金をユーロで表示する以前にできる最初の作業である」と話すのは同市のドミニック・ボデ事務局長である。ボデ氏はまた移行作業は複雑ではあるものの、幾つかの利点があるという。特に同じ単位で負債を表示することにより一つの総体の中にすべての負債を集め（財政の専門家は負債の圧縮と呼ぶ）、融資機関と包括的に利息と返済期限について交渉できるということが挙げられる。この考え方は実績に裏打ちされれば、他の慎重な地方リーダーを説得できるものであるかもしれない。

（ル・フィガロ エコノミ）

#### （4）国土整備政策に直面する公共事業（6月）

##### （地方公共団体（市町村）の圧力にさらされる郵便局）

郵便局は、学校に次いで国民が最も心底から愛着を抱いている施設である。郵便局の閉鎖は、その村の経済の終焉の象徴のごとく受け止められることが多い。1993年にエドワール・バラドュールが公共事業体の閉鎖に関するモラトリアムを発表した当時、地方が動搖するだるろうというような最小単位での異変を想定していた。今日、この国土整備政策への参加の責務（地方での業務維持と郊外での開設）は、郵政当局に対し、880億 Franc の総予算の内の30億 Franc 以上の負担となる。

##### 協定事項

クリスチャン・ピエレ産業担当政務次官とクロード・ブルモー郵政局総裁間で本日締結予定の課題・発展協定はバラドュールのモラトリアムからの抜け道を示している。

## シンガポール事務所

### シンガポール

#### (1) シンガポールの概況（4月）

シンガポールの中央銀行にあたる金融管理庁（MAS）は、去る4月1日付けて大規模な機構改革を実施した。従来の部局を4グループに編成し直し、2局を新設した。

4グループは金融監視、国際関係、企業支援、市場・投資のグループからなり、一方の新設の2局は金融機関振興局と計画政策調整局となっている。

今回の改組は、業務内容の拡充や監視機能の見直しを図るとともに、金融環境の変化に対応したものとなっている。

シンガポール政府としては経済の中核として同国の繁栄に大きく寄与している金融業界に対して、日本で取り組まれているようなビッグバンではなく、むしろサンダー・クラップ（雷鳴）のように今年初めから段階的に一連の政策を打ち出していく方針である。その中では、規制よりもむしろ市場原理に委ね透明性を高め、それによって完全で健全な金融業界に育っていくとしている。今回の金融管理庁の機構改革も、このような政府の方針の一環と言える。

##### ・ 業務内容の拡充

金融管理庁の主要な機能であるマクロ経済の安定化、健全な財政制度の維持、シンガポールの国際金融センターとしての発展、外貨準備の管理という役割に加えて、戦略的計画、金融業界の振興、管理政策の策定などの機能の向上を図ることとしている。

##### ・ 監視機能の見直し

規制から監視へとシフトしたことには伴ない、監視機能を強化する必要がある。

金融機関にリスクを冒すことを許す一方、業界全体への監視体制を強めることとしている。

また、業界の中で力のあるところと弱いところを見極め、業界の新たな秩序づくりを進めることとしている。

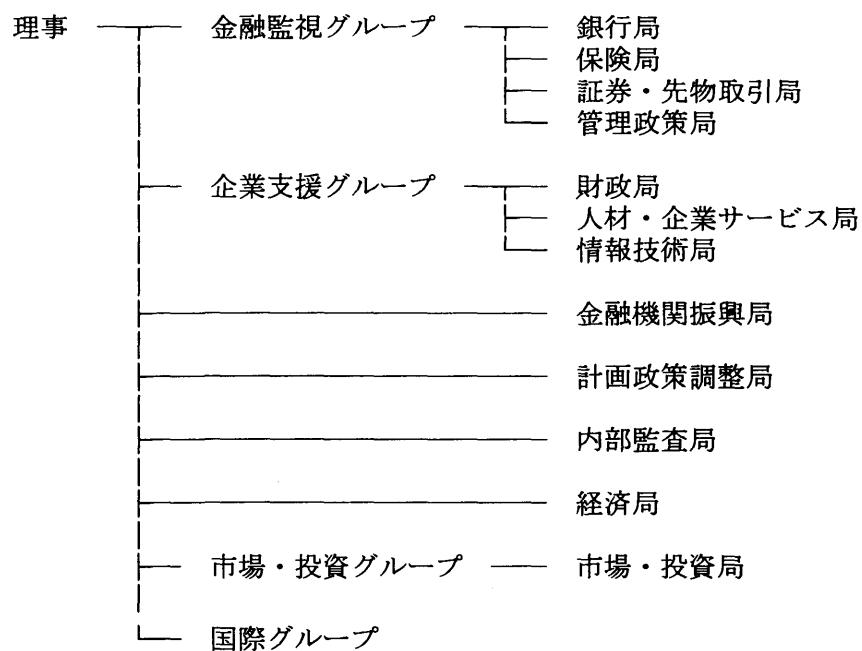
- ・ 環境の変化への対応

金融機関の構造が著しい変化を遂げており、従来の銀行、証券、保険といった金融機関相互の境界が薄れ、金融活動は統合される方向に向かいつつあることから、金融管理庁としては、金融機関の監視と規制に向けた対応についても合理化や統合を図ることとしている。

#### 主な変更点

- ・ 従前の銀行・金融機関グループ（BFIG）に保険部門を加え、金融監視グループ（FSG）に組織編成（銀行、証券・先物取引、保険、管理政策の4局）。
- ・ 企業支援グループ（CSG）は人事管理と情報技術を担当。事実上の中央銀行である金融管理庁は、金融業界に最良の人材を確保する必要があるため。
- ・ 新設の2局のうち、金融機関振興局（FPD）は金融業界の振興とシンガポールの金融センターとしての役割を高めるもの。
- ・ 計画政策調整局（PPC）は、庁内各部門の政策調整や戦略的企画立案を担当する。

## 新しい組織機構



※ 参考資料 1998/4/5付けニュースネットアジア（シンガポール版）、シンガポール  
政府金融管理庁資料

## (2) シンガポールの競争力また世界二位（5月）

スイス・ローザンヌの国際経営開発研究所（IMD）が4月21日に発表した『1998年世界競争力リポート』によると、シンガポールの総合競争力は、政府の能力などが高く評価されたため、1位の米国に次ぎ5年連続で世界第2位を維持した。得点は84.2点。米国は満点の100点。3位は香港（69.3点）で、ベスト・スリーの順位は昨年と同じだった。IMDのステファン・ガレリー教授は同リポートの中で「近隣諸国と比べアセアンの経済危機の影響が小さかった」と分析している。

同リポートは、259の比較指標を8の評価項目に整理した上で、世界46の国と地域の競争力をランク付けしている。指標の3分の2は統計、残りは各国と地域の中間、上級管理職レベルの人々を対象に調べた結果に基づく。今回のシンガポールの競争力については、8つの評価項目の分析の中で、「政府の能力」を世界一と評価し、91.89点を与えた。また、「国民の資産」についても昨年の5位から1位に上昇。「国内経済」が第2位（昨年第3位）、「国際化の程度」が第2位（昨年同）と3位以内をキープした。「インフラ」は、昨年の11位から15位に、「金融システム」は6位から10位に下降。「企業経営」と「科学技術」も昨年よりランクを1つ下げ、それぞれ第2位と第9位になった。

参考資料 1998/4/23付けニュースネットアジア【シンガポール版】

### シンガポールにとっての日本の位置づけの変化

シンガポール国立大学のシャー・チュー・ミヤウ政治科学学部助教授（前日本研究学科長）に、シンガポールにとっての日本の位置づけについて取材したところ、「日本はもはやシンガポールにとって過去ほどには重要な国ではなくなっている。5年ほど前からシンガポール政府も従来の日本重視の方針を変えてきた。

これからは短期的にはアメリカが重要であるが、むしろ、短期的にも長期的にもアセアン周辺諸国が重要である」と刺激的な話をされ、日本研究学科自体についても、「かつては経済政策から文化まで幅広く日本について研究していたものだが、近年、日本の位置づけが変わってきたこともあり、ど

ちらかと言うと文化交流などの比重が高まってきているようだ」と述べた。

日本文化についても、「日本の文化は当地では既によく知られており、今となっては新味がなく、あまり興味がわからない。以前、能の公演もあったが、客の入りが悪く、初日のみで後は中止になったような次第。」と付け加えた。

参考資料 シンガポール国立大学への取材（1998/5/13）

### シンガポール国立大学日本研究学科の現状

現在日本研究学科の生徒数は約800人だが、そのうち留学生が約300人。スタッフについては、常勤が学科長、副学科長等12人、特別研究員が3人、非常勤が16人。学生のインターン研修として、広島、大阪、静岡などへ派遣している。「今後とも、機会があれば増やしていきたい」と、現学科長のヘン・シー・テオウ氏には前向きな姿勢が感じられた。また、日本側の奨学金についても、文部省、日本商工会議所、民間団体のものほかに、長崎県や沖縄県といった地方自治体の奨学金もあった。課外活動としては、生け花や茶道、日本舞踊などがあり、その活動の場所として立派な和室も整備されていた。

### シンガポール国立大学

● 設立時期：1905年

● 学生数

学 部	学 生 数(人)
人文・社会学部	5, 199
サイエンス学部	4, 845
エンジニアリング学部	2, 907
経営管理学部	2, 021
建築学部	1, 099
医学部	761
法学部	695
歯学部	142

そ の 他	2 9 1
計	1 7 , 9 6 0
(大 学 院)	(4, 3 2 7)

※ 学生数は1996年データのもの。

### 日本研究学科

● 設置時期：1981年

● 学生数

学 年	学生数 (人)	カリキュラム
1 学 年	3 0 0	初級日本語
2 学 年	3 0 0	中級日本語、日本語文法、日本文化、現代の日本文化、日本のビジネスと産業、日本社会と社会構造、日本政府と政治
3 学 年	2 0 0	上級日本語、日本語訳、ビジネス日本語、日本仏教と宗教上の慣習、日本文学と舞踊、現代日本の文化、日本人の哲学と思想日本経済と経済政策、企業経営等
計	8 0 0	
オナーズ・コー ス	2 5	翻訳、新聞読解、外国語としての日本語教授、解説文とパブリックスピーチ、日本文化とコミュニケーション、日本美術史と美学、現代日本の興隆、日本の銀行と金融制度、日本の公共政策、日本の国際関係等
修 士	3	

(注) 3学年を修業すると、学士の資格 (BA) が授与される。その後学生は卒業するか、試験を受けてオナーズ・コースへ進む。このコースを修業すると「オナーズ」が授与される。なお、オナーズに相当する学位は日本にはない。　※ 参考資料 シンガポール国立大学への取材 (1998/5/13)

1998/5/7付けThe Straits Times—Comment and Perspective

HANDBOOK SESSION 1997/98(日本研究学科作成)

シンガポール国立大学ホームページ (<http://www.nus.sg>)

### (3) シンガポール政府機関訪問－公務研修所－（6月）

6月10日（水）、シンガポール政府が取り組んでいる WITS (Work Improvement Teams (職務改善班))) の内容と、そのための職員研修について視察の調査を行うため、公務研修所を松谷、田中両所長補佐が訪問した。同研修所 Yeo Peng Peng 学習支援課長からの説明事項の一部を次に紹介する。

#### ア. WITS (Work Improvement Teams : 職務改善班) について

シンガポール政府は、1978年から1981年にかけて日本における企業のQC（品質管理）の取り組みについて調査を行い、1981年に生産性委員会を発足させた。同委員会はその調査結果を基に、シンガポール政府に合った形態のものとして、WITS を策定した。当時は公共部門の生産性向上が大きな課題となっており、日本企業からQCのあり方を学んだ。今でも日本を訪問し、企業視察を行い、改善に向けた検討を行っている。

#### イ. WITS についての研修

公務研修所において、WITS の助言者、リーダー、班員ごとの対象に分けて研修を実施している。その研修では、WITS についての概念、課題解決方法、コミュニケーション技術、プレゼンテーション技術などが教えられている。

#### ウ. 職場における取り組み

1995年5月には「PS21(21世紀に向けた公共サービスについての方針)」が策定され、各機関で職務改善の取り組みが推進されている。WITS は特定の職員が取り組むものではなく、全職員が行うものである。一部の職員には余分な仕事と捉える者もいるため、例えば毎週木曜の10時から11時までの間にすべての職員に取り組ませるなどの工夫もされている。

また、年1回、職務改善の成果を顕彰するための発表会が省庁ごとに開催されるなど、啓発的な取り組みも実施されている。

#### ■参考

*Public Service for the 21st Century (PS21)*  
—21世紀に向けた公共サービスについての方針—

##### 1. 目標

- (1) 国民のニーズに質の高い、迅速・丁寧な対応を行うための職務対処能力を高める。
- (2) 職員のモラールと福利の向上に配慮しつつ、新しい管理技術の採用により高い効率性と効果を求める環境を整備する。

## 2. 重点事項

- (1) 職員の福利に重点
- (2) 弛まぬ業務遂行と学習による達成感
- (3) 組織改善
- (4) 良質なサービス

## 3. 良質な公務サービスが求められる背景

- (1) PS21が推進され、豊かさが増すことによって、国民の行政への期待が高まっている。
- (2) 事業費が増加し、競争が激化しており、国の競争力を維持するために、規則や手続きを簡素化することで公務員局としての役割を果たす必要がある。
- (3) 職員間の迅速、能率的な事務処理は全体としての効率的な公務サービスに欠かせないものである。

## 4. PS21の推進体制

- (1) 中央実行委員会
  - ・事務次官による設置機関（委員長：首相府公務員局長）
  - ・PS21の推進状況の監督を行う。
- (2) 実施委員会（4委員会）
  - ・委員長 事務次官
  - ・委員 各省からの代表
- (3) 各機関等での取り組み
  - 省、法定機関等において改善に向けた提案作業などを行う。
- (4) 事務局
  - 首相府公務員局に事務局を置く。省、法定機関等における取り組みについて広報を行う。

### (1) 深刻な水不足の影響～セランゴール州を中心に（4月）

現在乾期に当たるマレーシアにおいて大きな社会問題となっているのが水不足である。気象サービス局はマレーシア西海岸一帯では今後しばらくまとまった雨が期待できないとの長期予報を発表、水不足は次の雨期にあたる10月まで解消されないのでないかとの懸念が広がっている。セランゴール州ではすべてのモスクが雨乞いの祈りを開始したという。

商業地域や工業地帯を抱えるセランゴール州（事実上、首都クアラルンプールをも抱えている）では、クランバレー地区において3月27日から給水制限を開始し事態の好転を期待してきたが、主な水源地であるセメニエ・ダムの貯水量はさらに低下、これを受け州政府は、4月20日より給水制限をクラン全域やペタリンジヤヤなどに拡大することとした。この給水制限は、主な水源であるセメニエ・ダム（最高水位111メートル、危険レベル約95メートル）の水位が100メートルに回復するまで継続する見通しであり、5月5日までを目途としているが、今のところその後も延長される可能性が高い。拡大地域には、シャーアラムなどの工業地帯が含まれ、日系企業を含む工場への影響が懸念されている。マレーシア製造業連盟によると、24時間にわたって断水が続いた場合、工場の稼動はほぼ不可能で、特に大量の水を必要とする繊維や手袋産業への打撃は大きいという。

この給水制限期間中、給水時間は1日おきに、午前11時から午後11時までの1日12時間であるが、このほか給水車250台が毎日巡回し、影響の緩和に努めることとしている。被害を受ける地域は702ヶ所、住民の数は180万人に上るといわれている。一方、工場への水供給は通常時の70%まで削減される。特に生活に大きな不自由を強いられている住民の怒りは今や極限にまで達しており、それを代弁する形で消費者団体の代表者や地区選出の国会議員らは州政府水道局幹部

の更迭を要求するなど緊迫した状況が続いている。

### 水不足解消への取り組み

給水制限開始当初の先月 30 日には水不足対策会議が開かれ、その中でアンワル副首相兼蔵相は連邦政府としての対応の不十分さを認めながら、緊急策としてクランバレー地区の浄水場 10ヶ所に湖水を引く、また長期対策として①7月までにセランゴール州にワングサマジュル処理場を新設する、②年内までにセランゴール州供水システム第2期工事を完成させることなどの方針を発表した。

セランゴール州政府は、クランバレー地区における地下水利用やクアラランガット地区での地下掘削作業を開始し、バンティンとクランの一部地域へ給水を開始した。これに対し、マラヤ大学のモハマド・アリハッサン氏は、地下水の利用は、付近のスンガイランガット森林や生態系に何らかの影響を及ぼすことを指摘、また排水灌漑局関係者は、地下水を飲料水として用いることは問題ないとしながらも、湖川に流れ込む地下水の管理を適切に行わなければ大量の汲み上げで貯水池枯渇の可能性もあるとしている。

水の供給は現在各州政府の管轄であるが、アンワル副首相兼蔵相は今月 23 日、連邦政府が経費を負担し、今後の対策に全力を尽くす構えを見せた。今後は連邦政府が必要に応じて各州政府に資金提供を行う方針である。政府は、米国、ロシア企業の技術協力を受けて、人工雲の形成活動に積極的な動きを見せており、マレーシア空軍と水道事業大手のプンチャックニアガ社は、クランバレー地区の森林を対象にセランゴール州地元企業と共同で実験を進めている。

さらに連邦政府は、その後 29 日に全国水評議会の設立を承認した。同評議会は、州間で水を売買するシステムの確立を目的として設立されたもので、今後は水源別売買料金の決定を行う方針である。

### 水不足余波

この水不足の影響で、英連邦競技会メイン会場の建設工事が最終段階で難航して

いる。膨大な水を必要とする空調システムや屋内プールの試験運用が水不足で凍結状態となってしまったからである。最近では、英連邦競技会オーストラリア開催説まで浮上し、関係者はまさに泣きつ面に蜂といった面持ちである。

また、給水制限による貯水用ポリ容器の需要増が価格の高騰を生んでいる。1リットル用容器10～15リンギ（1リンギは現在35円前後）だったものが、今や4倍弱の40～45リンギにまではね上がり消費者の悲鳴が聞こえるようだ。ポリ容器については、価格統制品となっておらず価格管理はできないが、価格を表示せずに不当な価格で販売する業者に対する取り締まりは可能であり、違反業者には最高1万5千リンギの罰金若しくは2年の禁固刑又はその両方が課せられる。国内取引消費者行政省は取り締まりに他の政府機関の協力を求めていく方針である。

マレーシアの水道事業者団体の試算によれば、マレーシアでは一家庭平均（1991年の平均世帯員数は4.9人）、1日で1,165リットルの水を使用しているという。参考数値として提示された水使用料の国際基準は1人当たり1日165リットルということで、節水の呼びかけに必死であることが窺える。ちなみに、日本の1日一人当たりの生活用水使用量は、338リットル（1992年国土庁統計）となっている。

乾期とはいえ熱帯雨林気候にあるマレーシアでは、一日の中で時折激しい雨に見舞われることが多い。データ的にも降雨量が過去に比して減少しているといった事実ではなく、政府当局の「水不足の原因は干ばつであり、雨が水源地付近に降らないことが大きな原因」といった説明にも疑問を抱く声が大きい。最近の国内における乱開発が水質汚染や土地の保水力低下を引き起こし、それが水不足の間接的な原因となっていることを指摘する意見も浮上しており、すべてに国の管理責任が問われる格好となっている。

#### （シンガポールとの水に関する協定）

このような状況下の4月18日、マハティール首相とゴーチョクトン首相がマレ

ーシアからシンガポールへの水供給問題で合意に達している。現行協定は1962年に調印したもの（「Memorandum of Understanding」有効期限2061年）で、これによるとマレーシアは、毎日、総量1兆5270億リットルの水を4,540リットル当たり0.03リンギで供給している。シンガポール側は新協定への即時切替を求めているが、新協定調印に先立ってマレーシア連邦政府とジョホール州政府との間で条件を詰める必要があるため、マレーシア側では期限が迫ってからの対応で十分という態度を示している。

（星日報、ニュースネットアジア、ニューストレーツタイムズ）

## ベトナム

### (1) ベトナム副首相経済改革の援助を海外に求める（4月）

副首相兼外務大臣のグエン・マイン・カム氏は、4月10日、ベトナムは国際的組織や海外の友好国からの継続的援助を必要としていると語った。

カム副首相は国連貿易開発会議(UNCTAD)のルーベンス・リキュペーロ事務局長に対し、現在のベトナムには、国際的構造の中でベトナムを機能させることのできる適任な人的資源及び法律上のシステムが欠けていると訴えた。同時に、ベトナムがアセアン自由貿易地域(AFTA)のメンバーとなって3年になるが、今後はアジア太平洋経済会議(APEC)に加入し、さらに世界貿易機構(WTO)への参加を実現することで、ベトナム経済がアジア太平洋地域及び全世界と結び付けられるよう努力したいと語った。

それに対しリキュペーロ事務局長は、UNCTADは今後ベトナムのWTO加盟に対し努力すると約束したが、他の加盟国同様、ベトナムもWTOに対する公約を遵守しなければならないと語った。さらに、現在世界経済に結び付けられている他の発展途上国の実践的な試みが、ベトナムにとっても有益となるだろうと付け加えている。

（新華社通信）

### （アジアの経済危機によるベトナムのレイオフの増加）

アジアの経済危機によるベトナムのレイオフの増加について、4月12日にロイター通信は次のように報じた。

- ① ベトナム労働省は、国有会社及び外国資本会社の両方でのレイオフの増加原因に、アジアの経済危機をあげている。
- ② すでに国有会社の8パーセントの労働者が失業し、外国資本会社の11パーセントの従業員が解雇された。

国の3つの最も大きな経済分野である工業、農業、建設業においても、労働者のそれぞれ16パーセント、12パーセント、8パーセントがレイオフされている。

\*ちなみに、ベトナム通信社は、レイオフの人数、期間等は明示していないが、労働傷病兵社会問題省による1855業種の調査では、衣類・履物製造業といった業種における輸出が相当落ち込み、また、747の会社が従業員のための十分な仕事を見つけることができないと報告している。

④地方自治体の人民委員会の管理下にある会社では、平均で20～25%の従業員がレイオフされた。

なお、ベトナムの失業率は、1996年の5.88%から1997年は6.01%に達したとされている。しかし、ベトナム7,800万人の人口のうち約80%に当たる人々は地方に居住しており、彼らの実際の失業率はさらに高いと考えられている。

(参考資料 Vietnam Insight Onlineホームページ <http://www.vinsight.org> )

## タイ

### (1)全人口の11.4%が貧困層（4月）

タイの国家経済社会開発庁（The National Economic and Social Development Board : NESDB）が、このほど貧困度調査の結果を発表した。これによると、貧困の基準を月収737バーツ（1バーツ＝約3.5円）とし、それを下回る全人口の11.4%にあたる680万人が貧困者であるとしている。また、この割合を地域別にみると、北部11.2%、東北部19.4%、中央部5.9%、南部11.5%、バンコク及びその周辺部1.0%となっている。同報告は、4月20日の経済関係閣僚委員会に提出されたものである。

この調査は、現在進められている第8次国家経済社会開発計画（1997年～2001年）の貧困削減政策のもととなる貧困度をまとめたものである。92年の調査では、月収600バーツを基準とし、全人口の約23.2%が貧困者としていた。今回の結果を92年における全人口に占める貧困者の割合と比べてみると、半分以下となっており、数字の上では貧困層が縮小したことになる。

しかし、月収737バーツといえば、一日に換算すると約25バーツで、これは、屋台の麺一杯程度にしかならない金額である。このことから、「一日25バーツでどうやって生活できる」「貧困者の数ができるだけ少なくしよう」という政府の作為的な数字など、貧困の基準があまりにも現実離れしているとの批判が寄せられている。また、この数字は、昨年7月の経済危機発生前のものであり、どの程度現状を反映しているといえるのか疑問を投げかける見方もある。

経済関係閣僚委員会では、同報告を一応了承したものの、経済的に厳しい時期であるだけに、このようなデータを発表することに疑問を投げかける閣僚もあり、チュアン首相も、非現実的であることを認め、調査の見直しを指示したもようである。また、同委員会では、2001年の全人口に対する貧困者の割合を10%以下とする目標を設けることも了承された。

先に紹介したように、貧困度においても地域によりかなりの格差が存在するわけであるが、タイではこのような地域格差の是正が大きな課題になっている。1994年における地域別の一人当たり所得をみると、バンコク及びその周辺部では、7,402USドルであるのに対し、最も貧しい東北部では805USドルで、実に約9倍の格差が存在している。しかし、この格差は、86年が7.78倍、90年が9.67倍、93年が10.95倍と拡大していたが、94年には9.2倍と近年は縮小の兆しがみえてきている。この背景には、地方における重点的なインフラの整備や産業立地に対する優遇措置などの政策の推進があるが、依然として大きな格差が存在していることには変わりがない。特に、経済危機のあおりを受けて、低所得者が多い地方では、より厳しい状況が続いていると思われる。

なお、4月中のタイバーツの動きは、月初めがUS\$1=Baht39.43、月末がUS\$1=Baht39.18であった。（参考：98年4月21日付けバンコクポスト、4月24日付け読売新聞衛星版、4月27日付けパナニュース、タイ国経済概況/バンコク日本人商工会議所ほか）

## (2) IMFへの第4次趣意書が閣議で承認（5月）

国際通貨基金（IMF）に提出する第4次の趣意書が、5月26日の閣議で承認された。これは、融資の支払いを受けるために提出する契約前の意志通知書（The letter of intent）で、緊縮財政を徹底することを支払条件としていたものを緩和し、貧困や失業対策のための歳出増を認めることを要求するとともに、財政赤字の対国内総生産（GDP）比を2%から3%以内への拡大を求めたものである。

趣意書では、公共投資や失業者の援助、金利の引き下げなどの金融政策が盛り込まれており、不況が長引く中で影響を最小限に止めたいという意図が伺える。また、外資規制枠の緩和や国営企業の民営化の推進なども打ち出されている。

趣意書の承認には、その前提条件となる経済関連4勅令の議会通過が必要であった。というのは、勅令が、不良債権処理を目的とした金融機関開発基金（Financial Institutions Development Fund: FIDF）による国債の発行や、国家予算に対する対外債務比率の引き上げ等を内容としていたためである。

政府としては当勅令を速やかに成立させ、IMFに第4次趣意書を提出したいところであったが、5月21日の下院の審議において、野党が憲法違反の疑いがあると主張したこと、政府の描いた筋書に狂いが生じることになる。野党側の主張は、民間の金融機関の救済のためにこれ以上の公的資金を導入することは不公平。勅令は税金を特定の分野の救済に利用することを可能にするもので、憲法第218条に抵触するとし、憲法裁判所で審議すべきだというものであった。これに対してチュアン首相は、勅令の施行が遅れれば、経済に悪影響が及ぶと警告するとともに、野党側の行動を政治的な駆け引きだと批判したが、最終的には憲法裁判所で審議されることになった。憲法第218条には、国家経済などの安定のために、内閣が緊急の場合だと判断した時は、緊急勅令を制定することができると規定されている。憲法裁判所は、国の死活問題になりかねないとして、裁判官13人による緊急協議を5月23日に開催。4時間の議論の末、海外からの資金調達や金融機関の再建資金の確保を目的とした経済関連4勅令は、憲法第218条の求めることろを満たしており合憲だと判断を下した。

経済関連4勅令は5月25日に下院、上院を通過し、これにより5月26日の閣議において、第4次趣意書が承認の運びとなった。IMFは、趣意書の内容を検討し、800億米ドルの融資を行うかどうかを決定する見込みである。

今回の趣意書では、貧困や失業対策のための歳出増を認めることの要求が盛り込まれているが、国家統計局によると、2月現在の失業者は280万人に達しているという。この数字は、労働人口の8.8%に当たる。過去3年間の失業率の推移をみると、1995年が3.1%、1996年が2.7%、1997年が5.4%で、昨年の失業率から大幅に上昇していることが注目される。また、新卒者の就職状況が思わしくないことから、さらに40万～50万人の失業者が生まれ、失業率はさらに上昇するものと予想されている。

なお、5月の為替相場の動きは、月初めがUS\$1=Baht 39.18、月末がUS\$1=Baht 40.58、最高値はUS\$1=Baht 38.83であった。

（参考：98年5月23日、24日、27日付けバンコクポスト、5月26日、28日、29日付けニュースネットアジア、バンコク週報ほか）

## フィリピン

### (1) 総選挙(5月)

5月11日に投票が行われたフィリピンの総選挙は、29日には正副大統領選挙結果について下院の承認が得られ、3ヶ月に及ぶ長く激しい選挙戦も終了した。同国の総選挙は、正副大統領をはじめ、上下両院議員(但し上院は任期6年の3年ごとの半数改選)の国政選挙と、知事、副知事、州議会議員、市長、副市長、市会議員、町長、町議会議員といった地方選挙も同時に行われるため、有権者は1枚の投票用紙に約30名の候補者名と1つの政党名を記載することとなった。従って、選挙管理委員会は、民間の選挙監視組織であるナムフレルの協力を得つつも、票の有効無効の判定や集計に2週間余りを要することとなった。しかし、前回92年選挙では開票作業が1カ月に及んだことを考えれば、選挙の管理・運営も格段に向上したようである。ラモス大統領が国家警察・国軍併せて10万人以上を特別配置して、不正、妨害、暴力行為の取り締まりに当たらせたことも大きいと思われる。

今回の選挙の特徴は、70年代、80年代の選挙と違って、選挙がらみの暴力事件が減少したことと、前回92年の選挙でも見られた”トラポ”と呼ばれる利益誘導型の伝統的な政治家否定の動きが一層進み、テレビや映画といったメディアで活躍したタレント候補が人気を集めたことである。また、選挙運動も、政治組織を生かした集票活動からテレビ・映画等のメディアを利用したイメージ選挙へと移行した。

### 大統領選

選挙戦前から世論調査で終始リードしていた野党「愛国的民衆の戦い」のエストラーダ副大統領が、与党「ラカス」のデベネシア下院議長を600万票余りの大差で破り、フィリピン共和国第9代大統領に選出された。また今回の選挙では、大学生など若年層やインテリに人気のあるロコ上院議員やフィリピン中部ビサヤ地方を地盤とするオスメニヤ元セブ州知事が健闘したが、アキノ前大統領の推薦を受けたリム前マニラ市長は230万票余と予想に反して低調であった。前回92年選挙では、前大統領の推薦が、与党「ラバン」の公認がとれず絶対的不利が伝えられたラモス国防相(当時)の大逆転勝利に結びつき、巷間コリー・マジックと騒がれた。だが、時代は確実に流れ、デベネシアが過去の政治の代表として惨敗したように、アキノ女史も過去の人となってしまったようである。

さて、新大統領のエストラーダは、今年61歳。世界有数の貧民窟といわれるマニラ市トンド地区生まれではあるが、本人は比較的裕福な家庭の育ちで、フィリピン有数のカトリック系私立大学であるアテネオデマニラ大学を卒業後、マプア工業大学に入学。同大学を中退して芸能界入りし、B級映画のアクションスターとして、タフでコミカルな愛嬌のある役回りで人気を集め、同国映画史上最多の5度の主演男優賞を獲得した。その後政界入りして、マニラ首都圏サンファン町長、上院議員、そして6年前から副大統領を勤めている。5月16日の勝利宣言以降、政権交代に向けて動き出しているが、19日発表された「アクション・プログラム」によると、経済自由化路線というラモス現政権の政策を引き継ぎ、人事面でもラモス大統領を新政権の最高顧問に迎え、 ASEAN諸国やアメリカ、日本などで評判のよいシアゾン外相

を留任させる模様である。また、貧困対策として社会保障の拡大、農業の振興を掲げているが、アジア通貨危機後の厳しい財政事情の中、これら公約を現実とどのようにすり合わせていくかが大きな課題である。なお、同氏は現政権で大統領犯罪対策委員長として活躍した関係から、新政権においては警察を所管する内務地方自治長官を兼ねて引き続き犯罪対策に取り組む模様である。

## 副大統領選

大方の予想通り、与党ラカスのグロリア・アロヨ・マカパガル上院議員が、700万票差という圧倒的な強さで野党「愛国的民衆の戦い」のアンガラ上院議員(元上院議長、元フィリピン大学学長)を破って、副大統領に当選した。エストラーダ新政権は、ラモス現政権と同様に、大統領と副大統領が別々の政党から選出される状況となつたわけである。

マカパガル上院議員は、昨年逝去したマカパガル第5代大統領の娘として1947年5月にマニラ市に生まれ、アメリカのジョージタウン大学卒業、フィリピン大学から経済学博士号を取得した才媛である。アキノ政権下では貿易産業省次官を務め、1992年の上院議員選挙でトップで初当選を果たした。エストラーダ政権下では、社会福祉開発長官を兼務する外、投資委員会(Board of Investment)議長として、海外からの投資の促進に取り組むこととなっている。

## 上院議員選挙

トップ当選したのは、テレビ・ニュースのアンカーワーマンで、フィリピンで最も知られている知性派女性の一人と言われるローレン・レガルダ。以下テレビの法律相談で幅広い層に人気のある元下院議員レネ・カエタノ、テレビタレントのビンセンテ・ソット、アクションスターのラモン・レベリアなどテレビや映画に関係した人々が上位を占めている。しかし、レガルダは、環境保護活動に熱心で「海を救おう財団」や「木に生命をプロジェクト」に積極的に参加しているし、フィリピン空軍の予備役中佐の肩書きを持つなど、安全保障にも詳しい。カエタノは、以前ラモス大統領の法律顧問で法律・司法制度に詳しく、警察制度の改善による犯罪処理の迅速化、効率化を主張している。ソットは、ケソン市副市長の経験を持ち、学生時代から麻薬撲滅運動に貢献し、米国の二団体から表彰されている。民間活力の導入手法としてアジア諸国のモデルとなったBOT(建設・操業・委譲)の成功は、レベリアの上院1期目の成果である。彼らは単なる人気者だけではないようである。

## その他

マニラ市長の地位には、同国を中心都市の市長として過去有力な政治家が就任してきた。今回の選挙には、大統領選挙に出馬したアルフレッド・リム前市長が辞任した後、彼の片腕として副市長から昇格したホセリト・アティエンサ市長、フィリピン政界のエリートであるエルネスト・マセダ上院議員(前上院議長)、アマド・バガディン下院議員(マルコス政権下のバガディン元市長の息子)、ハイメ・ロペス下院議員(アキノ政権下のロペス市長の実兄で、独立の英雄の一人であるホノリオ・ロペスの孫)が立候補したが、リム前市長の全面的な支援を得たアティエンサ市長が再

選された。

マカティ市は、金融・商業の中心地として近年めざましい発展を遂げたが、1986年以来市長の座にあって、その発展を指導したきたのがジェジョマール・ビナイである。しかし、87年の憲法改正によって、地方自治体首長の任期は連続3期(1期3年)に制限されたため、今回の選挙には立候補することができない。同市長は現市政の継続を理由に妻エレニーナ・ビナイを立候補させたが、副市長であったネメシオ・ヤブットと同市主席技官のネルソン・イスラガも立候補した。ヤブットは、旧マカティ町長の息子であり、イスラガは人気俳優エドアルド・マンサーノを副市長候補としたため激戦となったが、結局エレニーナ・ビナイが当選し、前市長の院政が続くこととなった。

「パノラマ」 10/MAY 1998

[マニラ・ブリティン] 21/MAY 1998

〃 28/MAY 1998

「朝日新聞」 1998年5月17日

Asahi-NewsPaper-flash 1998年5月12日

「ニュースネットアジア」 1998年5月4日

「フィリピン・インサイド・レポート」

ローレン・レガルダ著

「BooM」 Volume 2 No. 17

Volume 2 No. 19

# ソウル事務所

## 韓国

### (1) 永宗島に国際自由都市建設（4月）

香港のように外国人等の資本流出入はもちろん、出入国まで自由にできる国際投資者誘導都市が仁川国際空港が建設されている京畿道永宗島一帯に今年下半期から本格造成される。イ・ジョンブ建設交通部長官は16日、金大中大統領に対する今年度業務報告で、今年から永宗島及びその一帯2,000万坪を国際投資者誘導都市として開発し、30万名の雇用創出と40億ドルの外資の導入を図ることを明らかにした。

建設・交通部は上半期中に特別法を制定し、自由都市での外国人の資本流出入と出入国を自由化し、関税も大幅減免する。同時に空港、港湾、先端情報通信網等基盤施設と住民環境を完備し、自由都市を国際業務・金融・研究・観光の複合都市として開発すると報告した。

（4月16日付け韓国日報）

### (2) サッカーW杯競技場計画変更相次ぐ（4月）

11日付け朝鮮日報の報道によれば、全州市は、ワールドカップ競技場の新築を取りやめ、既存の競技場を増改築する結論を下したことが明らかになった。

ユ・チヨングン全羅北道知事、ヤン・サンヨル全州市長、地元選出国会議員などで構成された全州ワールドカップ6人小委員会は、国家経済難と全州市の財政を勘案し、現在の総合競技場を増改築することとし、今後FIFAに決定内容の了解を求める方針を明らかにした。

ユ知事は「既存の競技場を増改築する場合、観客席が35,000～40,000席となり、FIFAの基準を満たすことができないが、FIFAの理解を得たい。」と語った。

韓国は95年9月にFIFAに提出した「2002年ワールドカップ誘致申請書」において、全州に52,217席のサッカー専用球場を建設する予定を明らかにしていた。

又17日付けの同紙では、水原市においてワールドカップ競技場建設を推進中であった三星電子が、建設を公式に放棄したことが報じられた。

シム・ジェドク水原市長は、競技場建築は現在進行中の土木工事で打ち切り、今後の工事はグループ運営上困難であるとの正式文書を三星電子側より受け取ったことを明らかに

した上で、「ワールドカップ競技場は、水原市の力で必ず建築」し、「ワールドカップ競技を水原で行うという市の立場は全く変わっていない。」と語った。

ワールドカップ開催 10 都市のうち、ソウル特別市と 6 つの広域市以外の 3 都市（水原市、全州市、西帰浦市）は、国から補助金を受けずに競技場を建設することが条件となっており、深刻な不況下で競技場が予定どおり建設されるか危惧されている。

### （3）地方財政 3 兆 5 千億ウォン減少…地方自治体財政難深刻（4月）

経済難にともなう地方税収入の減少と、政府の追加補正予算編成による国庫補助金などの減少で、今年の地方財政歳入が当初より 3 兆 5 千億ウォン減ることが予想されており、自治体の財政難が深刻化する展望である。

8 日行政自治部によれば、地方財政全体で歳入が当初より 3 兆 4, 886 億ウォン（6.3%）程度減少すると推定される。このうち特に地方税収入の場合、景気停滞によって▲登録税 5, 732 億ウォン▲取得税 4, 831 億ウォン▲住民税 3, 061 億ウォン等計 1 兆 7, 150 億ウォン（減少率 9.0%）も減る見通しである。

行政自治部は、地方自治体の財政難が深刻化することが予想されるため、この日「財政難総合対策及び追加予算編成指針」を各自治体に示達し、公務員人件費削減分は失業対策に優先的に充当し、浪費的な経費は削減するよう指示した。

特に 6 月地方選挙を控えて地方自治団体長等のばらまき経費乱用を防止するため、これまで裁量的に支出されていた業務推進費の場合でも支出内訳を会計書類に貼付し、監査時提出するようにするなど予算執行を透明にするよう指示した。

行政自治部は、今後自治体の予算執行に対する監査を強化し、毎年財政分析及び診断を実施して、ばらまき予算が明らかになった場合財政的なペナルティーを与えると共に、負債が累積し財政破綻が憂慮される自治体を公開する方針である。（4月 8 日付け韓国日報）

### （4）公務員ボーナス 40～80% 削減…閣僚会議議決（5月）

6 月から公務員の期末手当が職級によって 40～80% 削減される。閣僚会議は 26 日、去る 3 月失業対策の財源として公務員の給与を長次官 20%、3 級以上 15%、4 級以下 10% ずつ削減したが、この後継続措置として公務員手当規定と地方公務員手当規定改正案を議決した。これに伴い 3 ヶ月に 1 度本俸の 100% ずつ支給されてきた期末手当は、

6、9、12月に限り、長次官級（広域団体長含む）80%、1～3級公務員（道副知事～大都市の助役クラス）60%、4級以下公務員40%ずつ各々削減される。

また今年初め一般職公務員の定年を1年ずつ短縮したのに続き、警察公務員法を改正し、警察公務員の定年も1年づつ短縮することとした。 （5月26日東亜日報）

#### （5）ソウル市上岩洞ワールドカップサッカーメインスタジアム建設確定（5月）

政府は6日、金鍾泌総理代理主催で第3回ワールドカップ閣僚会議を開き、ワールドカップメインスタジアム安全性経済性調査委員会の報告書を検討したうえでメインスタジアムをソウル上岩洞に新築することを最終決定した。

競技場はサッカー専用球場として新築され、観客席は6万3,500席内外で計画されている。各種文化施設、ヘルス施設、ゴルフ練習場なども入った文化複合施設のコンセプトで建設されることとなっており、周辺地域の大規模開発も予定されている。

競技場新築費用は2,000億ウォンで、政府とソウル市が各30%（600億ウォン）ずつを負担し、残りは体育振興基金（300億ウォン）、サッカー協会（250億ウォン）、付帯施設分譲代金（250億ウォン）などで充当する。

工事は、10月までに施工業者を選定して来年5月から本格的に工事を実施し、2002年2月に完工予定である。

メインスタジアム建築問題は、ソウル市が今年1月22日に競技場新築を公式表明したことで決着したと思われたが、資金問題が再燃して見直し論が高まり、仁川市文鶴球技場新築案、ソウル市蚕室オリンピックスタジアム改修案と合わせ再検討されていた。

#### （6）大邱市、海外バイヤー招請し輸出商談会（5月）

大邱市は、輸出拡大のために中南米と中国等のバイヤー71名を招請し19日から3日間大規模輸出商談会を開催した。

地域別バイヤー参加業者は、中国、メキシコ、コロンビア各8社、ペルー14社、ウルグアイ6社、グアテマラ、アルゼンチン各4社、パラグアイ、ブラジル各2社、チリ、パナマ各1社などで、生活用品、繊維類、自動車部品、機械等約473万ドルの商談が成立了。

韓国では不況克服のため、国をあげて輸出の拡大に向け努力しているが、自治体でもこうした取組みが活発化している。大邱市では昨年12月中南米に市場開拓団を派遣し、そ

の後も現地で積極的な広報活動を実施して市内企業製品の売り込みを図ってきた。

大邱市では11月初旬に第2回の商談会を開催するとともに、11月末にはオーストラリア、ベトナム等アジア太平洋地域にも市場開拓団を派遣する予定である。

### (7) 日本大衆文化開放作業第1歩…諮詢委員23名任命（5月）

文化観光部は13日、日本大衆文化開放問題と関連した政策諮詢のために、池明觀（チミヨングアン）翰林大日本学研究所長等各界有識者23名で「韓日文化交流政策諮詢委員会」を構成することを決定し、委員名簿を発表した。これまで韓国では日本大衆文化（映画・演劇・音楽等）を事実上禁止してきたが、日本大衆文化の開放を公約とした金大中大統領が当選したこと、具体的な検討が進むものと見られていた。

諮詢委員会では、日本大衆文化開放と関連し、その対象時期と分野別開放段階及び水準、国内文化産業に及ぼす影響、それに対応した業界や政府の対策などを議論する予定であり、6月中に第1回会合が開催される。

日本大衆文化は暴力的・扇情的という認識が国民の間で定着しており、青少年への悪影響を心配する声や、開放により国内業者が大打撃を受けるとの危惧、日本への心理的な反発といった開放反対論が根強い中で、今後の議論が注目されている。

### (8) 6・4統一地方選挙結果（6月）

4日、韓国の全自治体の首長及び議員の選挙が行われ、連立与党の新政治国民会議（総裁：金大中大統領）と自由民主連合（総裁：朴泰俊）が16広域団体のうち10団体、232基礎団体のうち113団体の首長選で勝利を収め、野党第1党のハンナラ党（総裁：趙淳）を押さえた。

今回の選挙は金大中大統領当選後初の統一地方選挙であり、大統領の国政運営のいわば中間評価として注目されていたが、与党側はひとまず国民の信任を得た型となった。しかし最終投票率は52.6%と史上最低を記録し（前回68.4%）、経済・雇用の深刻な情勢や与野党の誹謗中傷合戦が、政治への無関心層を増加させたと指摘されている。

地域別に見ると「与西野東」といわれる地域主義がより一層深刻化しており、特定政党の特定地域独占現象が目立った。韓国の西部にあたる首都圏、忠清道、全羅道は与党、東部にあたる江原道、慶尚道は野党が、首長・議員選挙とも圧勝し、国が真っ二つに色分けされる結果となった。

また2期目を目指す現職首長は、基礎団体では201名が出馬して153名が当選し、高い当選率を示した。

◇広域団体長当選者

団 体	氏 名	所属政党
ソウル特別市長	コ ゴン 高 建	国民会議
釜山広域市長	アン サンヨン 安 相英	ハンナラ党
大邱広域市長	ムン フィガブ 文 煉甲	ハンナラ党
仁川広域市長	チエ ギツ 崔 篤善	自民連
光州広域市長	コ ジュ 高 在維	国民会議
大田広域市長	ホン ツキ 洪 善基	自民連
蔚山広域市長	シム リング 沈 完求	ハンナラ党
京畿道知事	イ チャンヨル 林 昌烈	国民会議
江原道知事	キム ジンソク 金 振先先	ハンナラ党
忠清北道知事	イ ウォンジョン 李 元鐘	自民連
忠清南道知事	シム テピヨン 沈 大平	自民連
全羅北道知事	ユ ジヨングン 柳 鐘根	国民会議

全羅南道知事	ホ キョンマン 許 京萬	国民会議
慶尚北道知事	イ ウイグン 李 義根	ハンナラ党
慶尚南道知事	キム ヒョッキュ 金 楷珪	ハンナラ党
済州道知事	ウ グンシン 禹 瑞敏	国民会議

◇政党別市道別基礎団体長当選者数

	ハンナラ	国民会議	自民連	国民新党	無所属	合計
ソウル	5	19	1	0	0	25
釜山市	11	0	0	0	5	16
大杵市	7	0	0	0	1	8
仁川市	0	9	1	0	0	10
光州市	0	5	0	0	0	5
大田市	0	1	4	0	0	5
蔚山市	3	0	0	0	2	5
京畿道	6	20	2	0	3	31
江原道	13	1	2	0	2	18
忠清北道	0	2	6	0	3	11
忠清南道	0	0	11	1	3	15
全羅北道	0	9	0	0	5	14
全羅南道	0	15	0	0	7	22
慶尚北道	14	1	2	0	6	23
慶尚南道	14	0	0	0	6	20
済州道	1	2	0	0	1	4
計	74	84	29	1	44	232

## (9) W杯開催地6都市縮小発言で混乱（6月）

国民会議の第3政策委員会（李錫玄委員長）は、9日文化観光部、ソウル市、ワールドカップ組織委員会関係者が参加するワールドカップ政策企画団会議を開き、財政負担を縮小するために、2002年ワールドカップ会場をすでに決定した10都市から6都市に縮小する方向で検討すると発表した。

ところが16日、李委員長は、前回の発言はあくまでも一つの見解であり決定事項では無いと改めて会見し、具体的に縮小都市を検討したことも無いと強調した。これは、現在競技場建設が予定どおり進まず除外可能性が高い地域の反発や、7月21日の国會議員再・補欠選挙への悪影響を考慮したものと見られている。

しかし、深刻な不況でいくつかの開催都市では財源調達が困難な状況にあることから、選挙後こうした議論が再燃する可能性が指摘されている。

## (10) 地方公務員今年中に10%削減（6月）

行政自治部は18日、今年中に地方自治体の組織機構・定数を削減し、地方公務員を10%縮小する内容の地方組織改編推進指針（以下指針。）を策定し、各地方自治体へ通知した。指針では、△効率的な自治行政体制を整備△小さく生産的な地方行政の実現△供給者中心から受容者中心の行政体制に転換△職位中心から機能中心の組織管理△市場メカニズムと競争原理を導入した自治経営行政の追求を目標として、自治体の人口規模に応じた本庁組織局・課の縮小基準を示すとともに、下部行政機関である邑面洞事務所を大幅整理縮小するなど組織改編を進め、地方公務員の総定数を10%以上削減する計画であり、長期的にはさらにリストラ・民間委託を進め、2002年までに総定数の30%を削減する予定である。

これを受け、各地方自治体では組織改編計画の策定に着手しており、ソウル市では今年中に職員約54,700名の12%にあたる6,785名を削減し、2002年までに30%にあたる約16,400名を縮小する計画を明らかにしている。

指針の推進日程によれば、各自治体が組織診断調査等を行った上で7月中旬までに機構・人員削減案を準備し、これを受けて7月中に機構・定員規程（大統領令）を改正し、行政自治部と自治体との協議を経て8月から組織改編が実施されることになる。

## (11) 今秋から北朝鮮金剛山観光可能（6月）

韓国最大の財閥である現代グループの鄭周永名誉会長が北朝鮮を訪問し、北朝鮮東北部の名勝地である金剛山の観光開発計画について、北朝鮮側と合意した。

鄭名誉会長は、人道的見地から支援用の牛500頭を連れて16日板門店から北朝鮮入りし、平壤や故郷の江原道通川を訪問したが、23日に帰国と同時に板門店で記者会見を開き金剛山観光開発に関する合意内容を発表し、早ければ今秋から定員1000名規模の大型遊覧船による金剛山観光を行う計画を明らかにした。

現代グループでは観光船による金剛山観光と同時に、現地での本格的な観光開発事業に取組み、ホテル、カジノ、デパート、ゴルフ場、スキー場を建設して世界的なリゾートとして開発する意向である。

すでに現代側では4泊5日のモデルコースで約160万ウォン（約17万6千円）との暫定料金を設定し事業の準備を進めており、7月上旬にも北朝鮮側と具体的な協議に入る予定である。現在グループ内で観光事業を担当している金剛山開発産業旅行事業部には問合せが殺到している。また韓国側の就航地が有望視される東海岸の都市間では、誘致合戦が本格化している。

## シドニー事務所

### オーストラリア

#### (1) ベビーブーマー世代の医療費の増大による財政圧迫の見通し（4月）

連邦大蔵省の計算によると、将来、ベビーブーマー世代の医療費は、オーストラリア経済にとって戦後最大の重荷になり、それは、1986年及び1994年に起こった経常収支危機を上回る深刻なものになると予想されている。この研究によれば、人口の高齢化に伴い、2031年には、オーストラリアにおける医療費は年間で現在よりも320億ドル増加することが予想され、この増加額はオーストラリアのGDPの6%に相当し、医療費の対GNP比は14.4%に達することになる。さらに、65歳以上の人口は、2000年までに236万人、2041年にはその2倍以上の548万人へと増加し、退職者1人に対し5人の納税者という現在の比率は、2041年には、2.5人以下に半減すると見込まれている。

このような見通しを踏まえ、近々、連邦政府は、医療費の増加を抑制するために、医療のあり方の抜本的な見直しに着手する見込みで、保健大臣は、「ただ治療を行うということよりも、むしろ、コミュニティレベルでのケアや病気を予防することに重点を置かなければならない。」と述べて、来世紀の初頭にベビーブーマー世代が退職する年齢に達したときに生じると予想される、医療費の大幅な増加に伴う負担に政府が耐えられるように、同大臣が先頭に立って長期的な戦略の展開に取り組んでいる。

その一例として、既にいくつかの医療機関では、薬剤師、訪問看護婦(domiciliary nurse)及び介護人(carer)を効果的に組み合わせて利用することによって早期の入院に代えるという試みを導入し、患者1人当たり平均で医療費を1,700ドル節減している。また、あるメルボルンの病院では、回復期の心臓移植患者は一般のベッドではなく同敷地内の別の特別なユニットに収容することにより、この6ヶ月の間に、ベッド待ちの患者の数を800人からゼロに減らすことに成功した。

（3月30日付 シドニーモーニングヘラルド）

#### (2) 各州都の社会構造の違いの拡大（4月）

1996年国勢調査に基づいてオーストラリア統計局が作成した資料によれば、

8つの州（準州2つを含む。）都の様々な社会的特徴の違いが大きくなってきていることが明らかになった。

各州都を比較した場合の顕著な相違点は以下のとおりである。

- ・各州都の都市圏の人口は、シドニーが374万、メルボルンが314万、ブリスベンが149万、パースが124万、アデレードが105万、キャンベラが30万、ホバートが19万、ダーウィンが9万であり、州都間の人口の格差は40倍を超える。
- ・出生地が海外の者が人口に占める割合は、シドニーが34.5%、パースが33.4%に対して、ホバートは12.9%である。シドニーとパースは海外出身者の割合は同じくらいであるが、海外出身者の出生国別の割合で見ると、パースでは43.8%がイギリス等のヨーロッパ諸国であるのに対し、シドニーではヨーロッパ出身者は16.5%と、移民の構成には大きな差がある。
- ・60歳を超える高齢者の割合は、アデレードとホバートが5人に1人に対し、キャンベラが10人に1人、ダーウィンが13人に1人である。逆に、0歳から15歳の年齢層の割合はダーウィンとキャンベラが高い。
- ・持ち家の割合は、メルボルンが44.5%に対し、ダーウィンが17.3%である。
- ・大学卒業者の割合は、キャンベラが約27%に対し、アデレードが15%である。

州都間での相違が拡大する一方で、各州都内の地域ごとの違いも大きくなっている。「裕福な世帯が住む地域」と「貧しい世帯が住む地域」というのはいつの時代にも存在してきたが、1970年代にはそうした地域はどちらも都市圏全体に拡散していた。1996年では、裕福な人々の居住する地域と貧しい人々の居住する地域がそれぞれ集中する傾向が強くなっている。例えば、シドニーでは、高学歴で高収入の人々は東部郊外とノースショア（中心市内からハーバーブリッジを北に渡った地域）に住む傾向にある。逆に、低学歴で低収入の人々は西部郊外と南西部郊外に住む傾向があり、これらの地域は失業率も高い。

また、オーストラリアの人々は他の国の人々と比べ転居することが多い。多くの場合は近くへの転居であるが、若い世代の間では、魅力的なライフスタイルや就業機会の豊富さなどから、遠く離れていても都市部へと移り住む傾向が強まっている。5年間の人口増加率が14%と州都の中で最も高かったブリスベンの場合も、その主因は州内外からの若者の流入にある。一方で、ホバートでは同期間での人口増加は

ほとんどなく、15歳から24歳の年齢層が人口に占める割合は、1986年の17.7%から1996年は15.6%に減少している。 (4月18日付 オーストラリア)

### (3) 「最も効率的な州税」は? (4月)

連邦政府は各州政府に非効率的な州税の廃止を求めており、州大蔵省次官は、銀行取引に関する税など6つの税目の廃止を提案したいと考えている。これに関連して、同次官は、技術的、経済的に評価した場合、最も効率的な州税はランドタックス（土地税）とペイロールタックス（賃金税）で、その理由は課税対象が州外に移転することができないからだと指摘した。

NSW州の1994年度の税収額（手数料及び罰金を含む。）は105億6,100万ドルであり、このうちペイロールタックスが26億6,100万ドル（約25%）、ランドタックスが5億1,000万ドル（約5%）を占めている。ペイロールタックスは、年間賃金支給額が一定金額以上の雇用主に対し、その従業員に支払う給料等の額の7%を課税するものである。ランドタックスは、評価額が一定額（居住用の場合は100万ドル、投資目的の場合は16万ドル）以上の土地を所有する者に課税される（税率1.85%）。

以前は、面積が2,100平方メートル以上の土地がランドタックスの課税対象とされていたが、昨年末に政府は面積ではなく評価額を課税対象の基準に用いることとした。この改正については、年金生活者など、土地評価額が高い地域に居住していても、所得の少ない世帯は、ランドタックスの納付が困難になり、転居を余儀なくされる、などの批判がなされている。

しかし、大蔵省次官は、個人所有の土地へのランドタックスの課税を免除した場合は年間3,300万ドルの税収減になるとして、ランドタックスの必要性を調査した。

(4月4日付 シドニーモーニングヘラルド)

### (4) 深刻化する公立病院での手術の順番待ち (4月)

NSW州の公立病院では、手術（緊急を要しないもの）の順番待ちが深刻な状態になっている。2月現在、同州内で手術を待っている人の数は51,074人に上る。主要な病院の手術待ち患者数は軒並み1,000人を超え、2,000人を超える病院も3つある。このうち、1年以上も手術を待っている人は4,716人に上り、95年3月時点の2,264

人の2倍以上になっている。医師たちは、患者が治療を受けられる時には、治療の効果が低くなり、回復が困難になるケースも起こり得る、と指摘している。

オーストラリアの健康保険は、政府運営のメディケアと民間運営のヘルス・ファンドに大きく分類される。基本的に、オーストラリア人はメディケアにより公立病院で無料の治療を受けることができるが、治療の順番を待たなければならない。一方、ヘルス・ファンドは、保険の種類や掛け金に応じて、メディケアでカバーされない私立病院や専門医の費用をカバーする。

待ち人数が増加している原因として、医療費等の上昇に伴い、民間運営のヘルス・ファンドの保険料が、この数年来に漸次値上がりしたことから、ヘルス・ファンドの加入者が減少し、その結果急増した公立病院への入院患者に病院側の態勢が追いつかないことが挙げられる。各州政府は、公立病院への連邦政府の財政支援を強く働き掛けているが、交渉は難航している。

(4月6日付 シドニーモーニングヘラルドほか)

#### (5) 分野を拡大して民営化はさらに進む（5月）

政府サービス・事業の民営化は、豪州では特に1990年代に入って大規模に進められてきたが、その勢いはなお衰えず、かつては政府が運営するのが当然と考えられていたようなサービスへも、民営化の波が押し寄せようとしている。

豪州における民営化の動きは世界的に見ても急進的で、政府サービスの民間企業への売却額は、90年以降現在までに総額で610億ドル以上に達し、これは金額ベースで英国に次いで2位、国民一人当たりの額でもニュージーランドに次いで2位にランクされる。その結果、89年と97年とを比較して、政府事業体による生産額がGDPに占める割合は9.5%から7%に低下、政府事業体の従業員数も38.8万人から22.5万人へと42%も減少した。

大きな注目を集めた民営化の事例としては、連邦レベルでは、カンタス航空（1992年度）、コモンウェルス銀行（93）、各地（メルボルン、ブリスベン、パース等）の国際空港（96-97）等がある。州レベルでは、ビクトリア州が最も積極的で、電気供給事業、馬券販売所、チケット販売業などの民間への売却により225億ドルの収入を上げており、他州（例えばN S W州の売却総額は約22億ドル）を大き

く引き離している。

専門家の見方では、今後、伝統的に政府の役割と考えられてきた分野でも民営化が進むと予想されている。例えば、既に多くの州で刑務所の一部民営化が行われていることを考えれば、収益性の低い事業でも民営化は可能であり、根強い反対論はあるものの、学校教育や保健福祉サービスの分野での民営化が早晚検討の対象になることは必至と見られている。

(4月27日付オーストラリア)

#### (6) ファーストフード・ゴミ減量化の試み（5月）

豪州の自治体にとっても、ゴミ減量化は深刻な課題になっている。全豪地方自治体協会の見積りによると、資源ゴミの回収コストは資源ゴミ売却等により得られる収入を1億ドルも上回っている。その差額は、消費者ではなく、納税者の負担で賄われているわけである。

このような状況の中、NSW州のニューカッスル市（人口約13万4千人）は、同市のゴミのかなりの部分（同市によれば3分の1）を占めるファーストフードの容器包装の減量策として、ファーストフード・レストランからの開発許可申請については、使い捨てのものではなく、洗ってまた使える皿やフォーク、ナイフ等をその店舗で利用することを許可の条件の1つとすることを計画し、その最初の対象として、市内のある店舗の拡張について申請を行ったマクドナルド社との間で交渉が行われた。最終的には、同市は、洗える食器の使用を許可の条件とすることは断念したものの、同市をマクドナルド社の自主的なゴミ減量化計画のテストマーケットにするという合意を引き出すことに成功した。

ちなみに、マクドナルド社は、連邦政府との間で、同社の排出するゴミの量を2000年までに半分に減らすという協定を交わしている。また、連邦政府と牛乳・ジュース容器メーカー各社は、4月22日、それらの容器によるゴミの量を2000年までに60%削減（1年当たり5億容器分の削減に相当。）することで合意した。

(4月23日付 シドニーモーニングヘラルドほか)

#### (7) 自治体運営の効率向上策に関する報告（5月）

州首相の諮問を受け1年間にわたり自治体運営の効率の向上を図るための方法に

について検討を行ってきたNSW州独立価格・規制委員会（Independent Pricing and Regulatory Tribunal）が報告をまとめ、首相に提出した。検討項目の1つはベンチマー킹（自治体の各種サービスを指標化し、その効率性を他の自治体と比較する手法）の有効性であったが、同委員会は「ベンチマーキングは、納税者や住民に対して地方自治体がどのように税金を使って、どのような活動をしているのかをわかりやすく示して、住民のチェックを通じて自治体の業務の改善を図っていく上で有効な手段である。」と評価した。

同報告書の主な勧告の内容は次のとおり：

- ・自治体の事務の効率性を民間セクターと比較して評価する。
- ・州地方行政省は、自治体の業務を比較するための指標を拡充するとともに、住民に公表する。
- ・独立的な監査人による自治体運営の評価を行い、各自治体の運営計画や年次報告にその結果を反映させる。
- ・自治体合併、境界変更、自治体間協力などの合理化は必要であるが、ビクトリア州が1994年に行ったような強制合併は単純すぎる方法で弊害も多い。
- ・自治体がより計画的・弾力的に財政運営を行えるように、レイト・ペギング（rate-peging）（毎年の自治体のレイト（土地に対する固定資産税）税率の引き上げの上限を州政府が定める制度）を3年間の上限を定めるシステムに改める。

（5月11日付トドーニーニングヘラルド）

#### （8）州最大の自治体リサイクル組合の経営危機（5月）

シドニー都市圏の大部分の自治体（シドニー市等3自治体を除く。）をその構成員とする「地方自治体リサイクル協同組合（Local Government Recycling Co-operative）」が倒産の危機にあることが明らかになった。経営危機の最大の原因是、構成員である自治体に多額の配当を支払い、債権者への支払いに充てる資金を十分に準備していなかったこと等の経営管理の問題にあると見られているが、古紙の輸出価格がアジア経済危機の影響により急落（1トン60ドルが7ドル）したことでも経営悪化に拍車をかけた。

同組合は、1997年6月にも経営危機に陥っており、その際には州環境保全局が200

万ドルの緊急資金を提供して倒産の危機を救ったが、今回は同組合が抜本的経営立て直し策を示さない場合には、資金提供を行わない可能性もある。州政府は既に、同組合が倒産した場合の対応策を準備しており、また、長期的観点からリサイクルシステムの再構築を図るために、各自治体と各広域廃棄物委員会（Regional Waste Boards）との調整を行う「リサイクリング・タスクフォース」を設置する方針である。一方、リサイクル危機の根源は、製造者がその製品のリサイクルに要するコストを負担していないことにあるとして、それを改めるための法律の制定を求める声も強まっている。

（5月11日付 シドニーモーニングヘラルドほか）

#### （9）豪州における容器包装リサイクルシステムの動向（6月）

1997年、連邦政府は、「ゴミの埋立量を2000年までに50%削減する。」との目標を達成するために、容器・包装のリサイクル率について、75%の強制目標を設定することを提案したが、産業界は、自主規制システムを導入することで、その目標と同等又はそれ以上の成果を上げると約束したので、強制目標の設定は実施されなかった。しかし、その後、産業界は具体的な解決策を提示せず、現在に至っている。

容器・包装リサイクルに要する費用は最終的には消費者が負担すべきだという点では政府も産業界も合意しているが、その負担の方法を税負担によることとするのか価格への上乗せによることとするのかについては意見の対立が続いている。政府側は、容器包装業界による自主回収を実効的に実施するには同業界が今後5年間に5億ドルを負担する必要があると主張しているが、業界側が現在提示している負担額は500万ドルと、両者間の見解のへだたりは大きい。

連邦環境大臣は、自主規制計画について政府と業界との合意が近い将来に得られない場合には、強制目標の設定又はデポジット制度の導入を内容とする新たな法律を制定することも示唆している。また、NSW州政府は、州独自の容器回収デポジット制度を導入することも検討している。

（5月19日付 シドニーモーニングヘラルド）

#### （10）ナイフ所持規制の強化（6月）

青少年によるナイフ犯罪は豪州でも大きな社会問題となっており、警察官がナイフで非行青年に殺害される事件を契機に、州政府は取締の強化を図ってきた。3月

下旬に、州首相が提出した法改正案－警察・公共安全法案（Police and Public Safety Bill）－は、議会上院で修正され、次のような内容のナイフ所持規制強化策となった。

- ・重大な犯罪に関わりがあると疑うに足りる合理的な理由のある者に、氏名及び住所を質問する権限を警察官に与える。
- ・公共スペースや学校でのナイフの所持を禁止する。罰則は禁固2年とする。
- ・ナイフ等の凶器を没収する権限を警察官に与える。
- ・公共スペースにおいて、身体検査及び金属探知器によりナイフ等の凶器の所持を調べる権限を警察官に与える。拒否に対する罰則は、罰金550ドルとする。
- ・ナイフ買い上げ計画を実施する。
- ・16歳以下の少年へのナイフ販売の禁止（5月1日施行）
- ・学校の生徒は、教師によるかばんやロッカーの検査を拒否することはできるが、生徒がナイフを所持している疑いがあると教師が警察に通報した場合は、警察官がかばんやロッカーを捜査することができる。
- ・違法なナイフ所持の再犯者に対する罰則を12ヶ月以下の懲役及び1,100ドル以下の罰金に引き上げる。
- ・子供の違法なナイフ所持を許した親に対する罰則を550ドル以下の罰金とする。

（5月21日付 シドニーモーニングヘラルドほか）

#### （11）シドニー西部地区の「ごみ85%減量化」案（6月）

シドニー西部の9の自治体の区域の廃棄物処理を担当する「西シドニー廃棄物委員会（The Western Sydney Waste Board）」は、欧米での事例を参考にした次のような方法（総事業費見込額は3,000万ドル）により、最終処分場で埋め立てられる同地区からのごみの量を85%削減（NSW州の設定している目標は60%の削減）するという計画案を州環境大臣に提出した。

- 収集したごみは、4ヶ所の処理センター（民営）に設置される大型ドラムの中で3日間回転させて破碎する（これにより量が30%減る）。
- ドラム内の温度は60度に設定され、微生物による分解により、3日後には、残存量の50%は、細かい有機物になり、これは工業用地造成の用土等に利用する。

- 残存量の35%は分解されないプラスチックで、これは燃料に転換できる。
- 残った15%のほとんどはガラスや石の破片で、これらは最終処分場に安全に投棄できる。

同計画案には、そのほか、12ヶ所に資源ごみ収集センターを設け、市民が持ち込む各種資源ごみ（木材、金属、プラスチック、オイル、繊維、タイヤ、電化製品など）をリサイクル業界の原料需要に合わせて分別すること、事業者が自治体に開発許可申請をする場合の要件の1つとして廃棄物管理計画の策定を義務づけることなども盛り込まれている。

（6月13日付 シドニーモーニングヘラルド）

## 北京事務所

### 中 国

#### (1) チベットの多チャンネルによる対外文化交流の強化（4月）

近年、チベット自治区は多くのチャンネル、様々な形で積極的に対外文化交流を展開しており、チベットを世界が理解する友誼の架け橋の一つとなっている。

昨年、チベット自治区では72の団、254人が出国し、友好訪問を行ったが、その多くは文化交流を主体とする訪問、視察、公演、展示、講演等の活動であった。例えば中国チベット芸術団のヨーロッパ巡回講演は8万8千人の観客が鑑賞したが、多くの外国人がここからダライ・ラマ集団と西側反中国勢力が捏造し撒き散らしている「チベット文化遺棄論」はまったくの誤謬であることを認識した。

このほか、6名のチベット学者がヨーロッパ・アメリカを訪問し、講演している。チベット学者は講演、座談会、学術交流及び記者による取材等様々な形を通じて、訪れるチベット学者及びチベット情勢に興味のある学者、記者とチベット同胞に対してチベットの平和的解放以来の経済、社会と人民生活における圧倒的な変化、並びに歴史、民族、人権、文化、宗教等の問題について膝を交えながら意見交換し、疑問に答え、これらの偏向的な見方や疑惑を晴らしている。

また昨年、チベット自治区が招請し受入れた外国メディア、学会、宗教界人士及び議員、外交人員数はこれまでで最多となり、395団体、1499人となった。これらはアメリカ、ドイツ、イギリス、フランス、オーストリア、スイス、日本等の数十カ国と地域に及び、実地参観、視察、取材を通じて、チベットにおける事実に全面的な理解と認識を得るとともに、その発展と進歩に対して客観的な評価、そして積極的な見方を生んでいる。また、文字及び映像を通じたチベットの実情を各国民に紹介している。このほか、旅行部門を含めた海外旅行客は8.2万人であり、対外文化交流を促進している。

（人民日報4月6日）

#### (2) 杭州で公開により一部の副局長級幹部を選抜（4月）

中国共産党杭州市委員会は最近、省に次ぐ都市に向けて、一部の市機関の副局長級指導幹部を公開で選抜すると正式に公表した。

幹部制度改革の歩みを更に加速するため、人物を良く知り人を選ぶ為のチャンネ

ルとして、市計画委員会副主任、市科学技術委員会副主任、市環境保護局副局長、市文化局副局長等4つの職階を、北京、上海、天津、重慶、広州、武漢、沈陽、成都、南京、ハルビン等18の省に次ぐ都市に向けて公開選抜すると決定した。

杭州市は今回の公開選抜において具体かつ厳格な条件を定めた。応募者年齢は45歳以下、党政府機関課長補佐級以上の職階または大中型企業の指導幹部、修士研究生以上の文化程度を備えていることなどである。 (人民日報4月12日)

### (3) 柳州でオンブズマン設立(4月)

広西壮族自治区柳州市監察局は政府の各部門と職員の、党風と清廉な政務を強化するに当って、200名以上の市民オンブズマンを募集し、彼等に直接政府及び職員の精勤かつ清廉な政務の状況を監督させ良好な効果を上げている。

柳州市が市民オンブズマンを募集したのは1997年4月であるが、市監察局は当初、郊県から82名の農民を農民オンブズマンとして招いた。これら“泥足”的のオンブズマンは直言を恐れず、大胆に県、郷（鎮）機関職員の精勤清廉な政務の状況について監督するとともに、適時に党政府部门に対して、大衆の紀律違反行為への検挙と告発を行ったが、これは党風と精勤清廉な政務の建設に大きな作用を促した。9月、監察局は30名の熱心かつ業務に精通した農民オンブズマンを選び出し、直接、市地方税务局、市郵電局、公安局等の部門の業務に対して公開評議と監督を行い、その社会的反響は大きいものがあった。これらの経験から得たものを基礎として、監察部門は市民の中からオンブズマンを募集し、現在、その数は200名以上に拡大している。

市民オンブズマンに対し、柳州市は調査権、評議権、監査権、表決権を賦与するとともに直接上級関係部門へ状況等を報告する職権を与えている。

市民オンブズマンの設立以来、市ではオンブズマンによって反映された各種の問題が140項目、提出された提案が200余りに及んでいる、市民オンブズマンが至る所に監督の目を光らせていることによって、幹部の精勤清廉な政務への自覚性が増強されることである。 (人民日報4月14日)

#### (4) 錢其琛が日本の要人と会見（5月）

國務院副首相錢其琛は本日午後北京において、上杉光弘日本国自治大臣兼國家公安委員長の一行と会見した。

上杉氏は外交部の招請により日本国自治体国際化協会北京事務所の開設式に出席するため来華したものである。

錢其琛副首相は、中日両国地方間の交流は両国関係の発展において重要な意義を持ち、北京事務所の設立により、この分野における双方の協力が一層推し進められることを希望すると述べた。

上杉氏は自治体国際化協会が北京事務所を設立するに当たっての中国政府の支持に感謝し、日本国政府としても両国地方間の交流、発展に努力する旨を表明した。

本会見前には、唐家璇外交部長が上杉氏一行と会見し、中日関係及び地方間の交流について意見交換を行った。

（人民日報 5月 5日）

#### (5) 健全なる社会保障体系を（5月）

（全国政協常務委員 程連昌）

レイオフ職工の再就職問題解決の鍵は、健全なる社会保障メカニズムを確立することにある。社会保障制度は現在、国有企業、集団所有制企業の職工において確立されているが、その他の方面では未だ確立されておらず、これが企業のレイオフ人員が拡散して就職できるという面に影響を及ぼしている。

この機会を捉え、健全なる社会保障体系を確立する必要がある。社会保険立法の可決提案においては養老、失業、大病等をもカバーするように拡大し、職工の流動とレイオフ再就職に適応した社会保障制度を打ち立てるものである。また将来、自営、株式制、株式合作制企業等、すべての所有制企業職工もすべてこの範囲でカバーするものである。これによりレイオフ・失業人員の再就職と労働力市場の建設が有利となる。

同時に、柔軟な統一参加と享受の制度を確立する必要がある。およそレイオフ職工と出稼ぎ職工とは元の所属機関とは解雇関係にあり、自ら自営を図るか、私営企業、非正規部門に赴くことから、職業紹介サービス機関に人事履歴の保存を委託することが可能であるとともに、地区における最低給料の基準で養老、失業、病気の

カバーが可能となる。

社会保障メカニズム確立の鍵は、多くのチャンネルを通じて保険資金を集めることであり、養老保険の欠損と資金不足の問題を解決できる。この中では企業、個人、政府準備資金以外に税収、国債発行を通じた適度な方法で一部分を解決できる。また補充制社会保険、個人備蓄、商業性保険等の推進による方法も解決の一部に考慮できる。今回の政府機構改革は、規範的な保険制度に有利に働くとともに、同時に宣伝工作を強化することにより職工の社会保障意識を強めることが必要である。

(5月8日 人民日報)

#### (6) 蘇州市の会計任命派遣制度における実効について(5月)

江蘇省蘇州市では1996年以来、全市で会計任命派遣制度を逐次実施し、会計監督が清廉な気風を生み出す作用となっている。この制度は腐敗現象を抑制、減少させることに明らかな効果が見られ、中央紀律検査委員会、監察部は通知を発し、蘇州市の方法を肯定している。

1989年に蘇州市吳県市の用直鎮は企業の安定的発展を保証するため、管轄下に置いている鎮財政所の会計サービスステーションを、責任と権利を統一させた会計管理ステーションに転換させ、镇政府による直接の指導にした。また鎮、村に所属する集団企業及び合資、株、賃貸、請負い等の集団資産の企業で全面的に会計任命派遣制度を実施し、会計人員が工場長に対して経理責任のみを負うだけの状況を根本から転換した。会計任命派遣は十分に職務と監督の機能を履行し、企業財務管理の規範化を促進し、企業が財務上、虚偽問題を起こすことを防止させることに有効であった。数年の努力により、用直鎮では9年連続して党員幹部の経済面での法律・紀律違反が発生しないという成果を上げた。

蘇州市党委員会、市政府及び紀律検査委員会、監察局は用直鎮が試行した会計任命派遣制度が得た経験と実績を認め、1996年以降逐次広く普及させてきた。特に全市の郷鎮企業を重点に、農村から市区へ、鎮・村企業から国有企業へと推し進め、その後全市において全面的に会計任命派遣制度を推進した。

本制度の実施後、1997年の蘇州における違法、紀律違反は前年を7%下回り、そのうち経済事件は18%下回った。

(人民日報5月15日)

## (7) 国務院が貧困救済開発業務の実行を支持（6月）

本年の貧困救済開発業務を順調に実施するため、国務院弁公庁は先日通知を出した。通知は、2000年末までに農村の貧困人口の衣食問題を解決することは、党中央、国務院が確定する戦略目標である。94年から実施している「国家八七貧困救済攻略計画」以来、全国の貧困救済開発業務は順調に進展しており、その成績も顕著である。今後3年間で貧困救済攻略の任務を完成させるに当たっては、今年中に1000万以上の農村貧困人口の衣食問題を解決させなければならない。これは今年の貧困救済攻略の基本目標であり、国家の社会経済発展の重要な任務であり、経済発展と社会の全面的な進歩の実現に十分重要な意義を持つものであると指し示している。

通知は7点の要求を提出している。

- 1 貧困救済攻略業務を強化する。98年と今後の期間の貧困救済業務を順調に実施し、党中央、国務院の既定方針政策を搖るぎ無く実施し貫徹する。
- 2 あらゆる手立てを講じ、貧困救済開発への資金投入を増加させる。国務院は98年に新たに30億元の貧困救済資金の増を決定し、中央の貧困救済資金は総額183億元に達するところである。これは歴史上最高の水準であり、各省、自治区、直轄市人民政府は中央の要望に基づき、確実に資金を分配すること。
- 3 98年貧困救済資金各項目の支出交付の速度を速める。現有の貧困救済資金は6月末までに必ず県まで交付し、一刻も早く貧困郷、村、各戸まで届くようにすること。新たに追加した資金については7月に県まで交付し、確実に貧困郷、村、各戸を把握すること。また資金管理を強化し、使用状況について監督と検査を実施し、時期にしたがって厳格な審査を行うこと。
- 4 貧困戸救済に重点的に取り組む。貧困人口の分布と構造に大きな変化が起こっている現在、有効に貧困人口の衣食問題を解決することが必要であり、資金と力を集中して各村・各戸に照準を合わせた措置を採用しなければならない。貧困戸救済は貧困人口衣食問題を解決する鍵を握る措置である。
- 5 各級党・政府機関が定めた貧困救済業務のポイントを堅持する。党・政府機関は連携して貧困地区の業務を支援し、党中央、国務院が確定した「貧困を抜け出せない限り支援は終了しない」の原則に基づいて、その力を緩めてはならない。
- 6 東部13省・市は西部10省・区の貧困救済業務を支援する。東部の発達している省・市は中央の要求に基づき、共に富み、協調して発展するという大局から出発し、

その経験を生かしながら支援を行う。

7 貧困救済開発業務機構を安定させる。今回の政府機構改革においても、国家業務の要求に基づき、国務院貧困救済開発指導サークルとその事務機関は引き続き保留されていることから、各級地方政府においても引き続き機関の安定を図る。

(人民日報 6月 13日)

#### (8) 北京市の女性技術幹部は約30万人(6月)

現在開催されている、北京市第10期婦人代表大会において、本市の婦人は過去5年間に政治、経済、教育等の多方面において長足の進歩と発展を遂げ、その素質と社会的地位も確実に向上していることが明らかとなった。

現在、全市においては女性技術幹部が28.4万人であり、総数の53.1%を占める。このうち高級職は1.5万人で36.3%である。女子大生、研究生はそれぞれ40.9%と29.9%である。職務養成を受け、教育を継続している者、各種成人教育を受けている者は数百万人に達している。

全市女性職工は182.8万人であり総数の39.7%を占めるが、国民経済12業種のうち、工業、農業、商業、郵便通信等に従事している女性の割合は高く、ある業種は40%以上に達している。科学技術、党政機関、衛生、教育、文化、体育、金融保険等の業務においては、全国の同業種従事者よりも比率が高くなっている。

(北京晚報 6月 16日)

## CLAIR SUMMARY既刊分のご案内

NO	タイトル	発刊日
第 1 号	海外事務所の調査報告から	1995/6/30
第 2 号	海外事務所だより(1)	1995/7/10
第 3 号	英国地方団体体験記	1995/7/10
第 4 号	海外事務所だより(2)	1995/12/12
第 5 号	英国の地方財政 その未来 ~ロンドン大学T. トラバース教授 講演	1996/1/18
第 6 号	米国の移民問題	1996/2/15
第 7 号	海外事務所だより(3)	1996/2/28
第 8 号	米国の移民子女教育	1996/4/30
第 9 号	プロポジション187~米国カリフォルニア州における不法移民問題~	1996/4/30
第 10 号	地方分権に関する法の概念~フランスにおける地方分権化の主眼と今	1996/7/31
第 11 号	海外事務所だより(4)	1996/9/30
第 12 号	国連会議「ハビダットⅡ」報告	1996/10/31
第 13 号	欧州連合諸国における就学前の幼児教育と保育制度	1996/11/29
第 14 号	海外事務所だより(5)	1996/12/27
第 15 号	分野別・1996年米国政治行政の動向	1997/1/31
第 16 号	中・東欧諸国における変革の現状と将来~地引嘉博駐	1997/3/14
第 17 号	海外における行政の動き(96年12月号)	1997/3/14
第 18 号	クリントン民主党政権と共和党支配連邦議会のもとにおける連邦制度	1997/3/14
第 19 号	海外における行政の動き(97年3月号)	1997/6/27
第 20 号	ヴァイマル市の文化行政の特徴	1997/10/20
第 21 号	オーストラリア1996年国勢調査	1997/10/20
第 22 号	経済の国際化とアメリカ諸都市	1997/10/20
第 23 号	海外における行政の動き(97年6月号)	1997/11/10
第 24 号	オーストラリアにおける公務員数の動向	1997/12/19
第 25 号	オーストラリアの自治体の日本との国際交流の現況	1998/1/16
第 26 号	3国の地方自治体間の国際協力 ~NEWS PROJECT~	1998/2/27
第 27 号	ジンバブエ地方自治体訪問報告書	1998/3/20
第 28 号	分野別・1997年米国政治行政の動向	1998/6/30
第 29 号	海外における行政の動き(98年3月号)	1998/7/24
第 30 号	海外における行政の動き(98年6月号)	1998/10/16

CLAIR SUMMARY各号のタイトル、目次等の最新情報については、当協会のホームページ  
<http://www.clair.nippon-net.ne.jp>をご覧下さい